

大河原町 地域福祉計画

～Well-beingなまちづくり～

令和6年3月
大河原町

はじめに

これまで、本町における「福祉」は、高齢者や障がい者、児童など、法律で定められた特定の方を対象に取り組みを進めてきました。しかし、『8050 問題』や『引きこもり』に象徴される地域社会からの孤立、近年では『老々介護』や『ヤングケアラー』、『相対的貧困の増加、経済的格差の拡大』など、新たな社会的課題への対応が必要となってきました。



その対策として、国では、平成 30 年に社会福祉法を改正し、高齢福祉や障がい福祉、児童福祉など個別の福祉の上位に「地域福祉」を位置づけ、地方自治体に「地域福祉計画」の策定に努めるよう定めました。

「地域福祉」とは、すべての住民が安心して生活が送れるように住民、福祉サービス事業者、関係団体、社会福祉協議会、行政等が、連携して地域課題の解決に取り組むものです。

近年、県内の市町村でも「地域福祉計画」を策定する動きが進んできました。

本町においては、令和 5 年度に長期総合計画の後期計画（令和 6 年度～令和 11 年度）を策定し、その中で「心身と社会が健康で幸福な状態が継続する」とした『Well-being なまちづくり』をコンセプトに計画を推進することとしました。この方針と連動する形で、新たに「大河原町地域福祉計画」を策定する運びとなりました。

今回策定した「大河原町地域福祉計画」は、本町で生活しているすべての住民が、お互いに助け合い、支援を受けられるよう「地域福祉の仕組みづくり」を目指すものとし、地域共生社会の実現に向けた取り組みについて町と地域住民の役割を示しています。また、罪を犯した人の立ち直りを支援するための「大河原町再犯防止推進計画」、認知症や知的障がいの方への成年後見制度の利用を促すための「大河原町成年後見制度利用促進基本計画」も併せて策定しています。

最後に、本計画の策定に向けてアンケート調査にお答えいただいた町民の皆さまとともに、計画策定に参加し、ご検討をいただいた委員、関係機関の皆さまに厚く御礼を申し上げますとともに、今後の地域福祉の推進、向上に向けてご協力いただければ幸いです。

令和 6 年 3 月

大河原町長 齋 清 志

目 次

第1部 大河原町地域福祉計画	1
第1章 計画策定に当たって	3
1 地域福祉計画の基礎的事項	3
(1) 計画策定の背景.....	3
(2) 「地域福祉計画」とは.....	3
(3) 「地域福祉計画」の法的な位置付け.....	4
(4) 関連計画との位置付け.....	6
(5) 計画期間.....	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状	7
1 大河原町の現況	7
(1) 人口の推移・見込み.....	7
(2) 年齢構成の推移・見込み.....	8
(3) 高齢化率、後期高齢化率の推移・見込み.....	8
(4) 一般世帯数の推移.....	9
(5) ボランティア団体登録数の推移.....	10
2 地域で支援を必要とする人の動向	12
(1) 要支援・要介護認定者数の推移.....	12
(2) 認知症高齢者数の推移.....	12
(3) 障がい者数の推移.....	13
(4) 外国人人口の推移.....	13
(5) 児童生徒数の推移.....	14
(6) 子ども・子育てを巡る問題の動向.....	15
(7) 高齢者・障がい者の虐待把握件数の推移.....	16
(8) 生活保護受給世帯の推移.....	17
(9) 女性保護相談の推移.....	17
(10) 自死者数の推移.....	18
(11) 地域包括支援センターの権利擁護事業における相談・訪問件数の推移.....	18
3 住民アンケート調査の概要	19
(1) 家族構成について.....	19
(2) 地域とのつながりについて.....	20
(3) 地域での活動・支援について.....	20
(4) 災害時の行動・支援について.....	23
4 団体調査の概要	24
(1) 大河原町区長会.....	24
(2) 大河原町民生委員・児童委員協議会.....	24
(3) 大河原町老人クラブ連合会.....	25
(4) 大河原町食生活改善推進員協議会.....	25

5 地域福祉の推進に向けて求められる課題の整理	26
(1) 地域の住民、支援が必要な住民に関する課題	26
(2) 地域での助け合い・活動に関する課題	26
(3) 地域を支える支援体制に関する課題	27
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 基本理念	28
2 施策体系	29
3 「地域福祉」を進めるための「福祉圏域」の設定	30
4 活動主体の役割	31
(1) 住民	31
(2) 地域	31
(3) 社会福祉協議会	31
(4) 町（行政機関）	31
第4章 施策の展開	32
1 教育・啓発の推進	32
(1) 福祉教育の推進	32
(2) 福祉人材の育成	33
(3) ボランティア団体・活動の育成	34
2 地域の助け合いの充実	36
(1) 地域への関心の向上	36
(2) 地域活動への参加促進	37
(3) 地域の活動体制・支援体制づくり	38
(4) 地域での交流の場の充実	39
3 公的支援、サービス提供体制の充実	40
(1) 町を中心とした実施体制、連携体制の充実	40
(2) 相談支援体制の充実	40
(3) 福祉サービスの提供、事業実施体制の充実	43
(4) 重点的な支援が必要な住民への支援	44
(5) 効果的な情報の提供・発信体制の充実	47
4 暮らしやすい地域づくり	48
(1) だれもが暮らしやすいまちづくり	48
(2) 地域の防犯対策、災害時の支援体制の充実	49
第2部 大河原町再犯防止推進計画	51
1 地域福祉計画の基礎的事項	53
(1) 計画策定の背景	53
(2) 「再犯防止推進計画」とは	53
(3) 「再犯防止推進計画」の法的な位置付け	54
(4) 関連計画との位置付け	54
(5) 計画の期間	54

2	統計からみる現状	55
(1)	大河原警察署管内における検挙人数の初犯・再犯状況	55
(2)	全国、宮城県内との推移の比較	56
3	今後の取り組み	58
(1)	就労・住居の確保	58
(2)	保健医療・福祉サービスの利用促進	58
(3)	学校等と連携した就学支援の実施	58
(4)	犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施	58
(5)	民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進	58
(6)	地域による包摂の推進	59
第3部 大河原町成年後見制度利用促進基本計画		61
1	制度の概要	63
(1)	「成年後見制度利用促進基本計画」とは	63
(2)	「成年後見制度利用促進基本計画」の法的な位置付け	63
(3)	関連計画との位置付け	63
(4)	計画の期間	63
2	町の現状	64
(1)	知的障がい者・精神障がい者数の推移	64
(2)	認知症高齢者数の推移	64
(3)	町長による成年後見制度申立件数の推移	65
(4)	成年後見制度利用における現状	65
3	今後の取り組み	66
(1)	計画の基本的事項	66
(2)	具体的な施策等の方針	66
(3)	成年後見制度の利用に関する助成	68
第4部 本計画の推進体制と評価		69
1	計画内容の周知徹底	71
2	社会福祉協議会の発展強化	71
3	関係機関との連携の充実	72
4	個人情報保護の徹底	72
5	計画の進捗管理	72
資料編		73
1	大河原町地域福祉計画審議会条例	75
2	大河原町障害者計画等策定委員会委員名簿	76
3	地域福祉計画策定経過	77

第 1 部 大河原町地域福祉計画

第1章 計画策定に当たって

1 地域福祉計画の基礎的事項

(1) 計画策定の背景

近年、福祉の各分野において制度の整備が進んだ一方で、『8050 問題』や『引きこもり』に象徴される地域社会からの孤立、近年では『老々介護』や『ヤングケアラー』、『相対的貧困の増加、経済的格差の拡大』など、新たな課題が生まれ、既存の福祉事業・サービスだけでは住民に適切な支援を行うことが困難になりつつあります。

このような状況において、国は平成30年度に社会福祉法を改正し、地域福祉計画が福祉分野の各計画の最上位に位置付けられ、計画を策定するよう努めなければならない（努力義務）とされたことにより、多くの市町村で地域福祉計画の策定が進んできました。

また、令和2年6月の法改正では地域共生社会の実現を図るため、①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、③医療・介護のデータ基盤の整備の推進、④介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、⑤社会福祉連携推進法人制度の創設、等の所要の措置を講ずることとされています。

本町では、多様化する地域福祉の課題に対応し、地域住民、福祉関係団体、ボランティア団体、行政機関が連携し、地域福祉の向上を図るため、「大河原町地域福祉計画」を策定することとしました。本計画の策定を端緒に、これまで進めてきた、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援、健康増進の各施策を含め、福祉分野を網羅し、福祉全体の向上、進化を目指すものとします。

(2) 「地域福祉計画」とは

- 「地域福祉計画」は、平成12年6月の法改正により社会福祉法に規定された事項であり、「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」からなります。
- 「地域福祉計画」では、地域福祉を推進する主体を「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」とし、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを目指すものです。
- 平成29年の社会福祉法改正（平成30年4月施行）において、「地域福祉計画」は「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、上位計画として位置付けられました。また、計画策定が「任意」であったものが「努力義務」となり、その重要性が一層高まっています。
- さらに、令和2年の社会福祉法改正（令和3年4月施行）において、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業が創設されました。（努力義務）

(3) 「地域福祉計画」の法的な位置付け

- 社会福祉法において、市町村が策定する地域福祉計画は、以下の通り定められています。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

- 社会福祉法第107条第1項の「五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」は、社会福祉法第106条の3において、以下の通り定められています。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

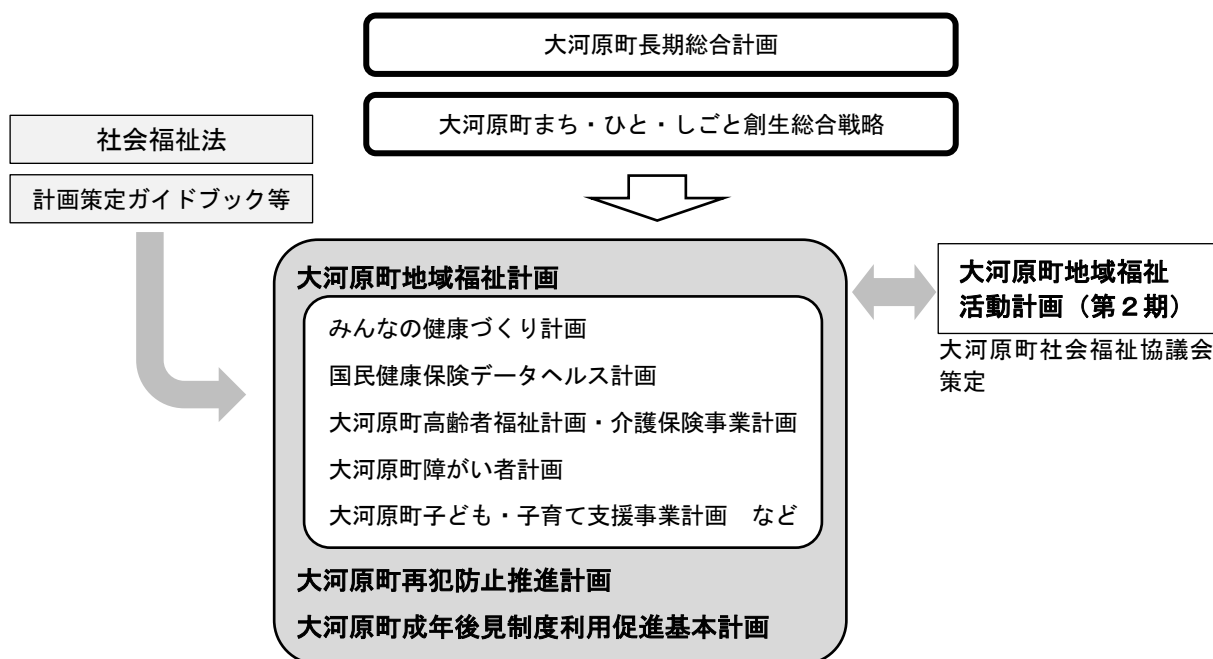
- 社会福祉法第 106 条の 4 では、第 106 条の 3 第 1 項に記載されている 3 つの施策について、「重層的支援体制整備事業」として、3 つの支援、それらを支える取り組みを規定しています。

3 つの支援	相談支援 【介護】 地域包括支援センターの運営 【障がい】 障害者相談支援事業 【子ども】 利用者支援事業 【困窮】 自立相談支援事業	第 106 条の 4 第 2 項 第 1 号
	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	第 2 号
	地域づくりに向けた支援 【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定） 【介護】 生活支援体制整備事業 【障がい】 地域活動支援センター事業 【子ども】 地域子育て支援拠点事業	第 3 号
3 つの支援を支える取り組み	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的につながり続ける機能	第 4 号
	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	第 5 号
	支援プランの作成 （多機関協働と一体的に実施）	第 6 号

※令和 2 年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料より

(4) 関連計画との位置付け

- 「地域福祉計画」は、町政の最上位計画である「大河原町長期総合計画」の実現、まちづくりの重要戦略である「大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に向けて、医療・福祉分野計画の最上位計画に位置するものです。
- 町が策定している医療・福祉の各分野の計画を網羅しつつ、各計画で対応していない町民に対して関連する制度・事業を組み合わせながら支援することを目指します。
- なお、本計画と関連性の高い「大河原町再犯防止推進計画」、「大河原町成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定します。
- また、本計画は大河原町社会福祉協議会が策定した「大河原町地域福祉活動計画（第2期）」と連携する内容とします。



(5) 計画期間

- 計画期間は、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」（平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会）により、「概ね5年とし、3年で見直すことが適当」とされています。
- 上記指針を参考に、本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。
- なお、社会情勢の変化や関連する法制度等の改正、住民ニーズに対応するため、計画期間内であっても、必要に応じて計画の見直しを行うことがあります。

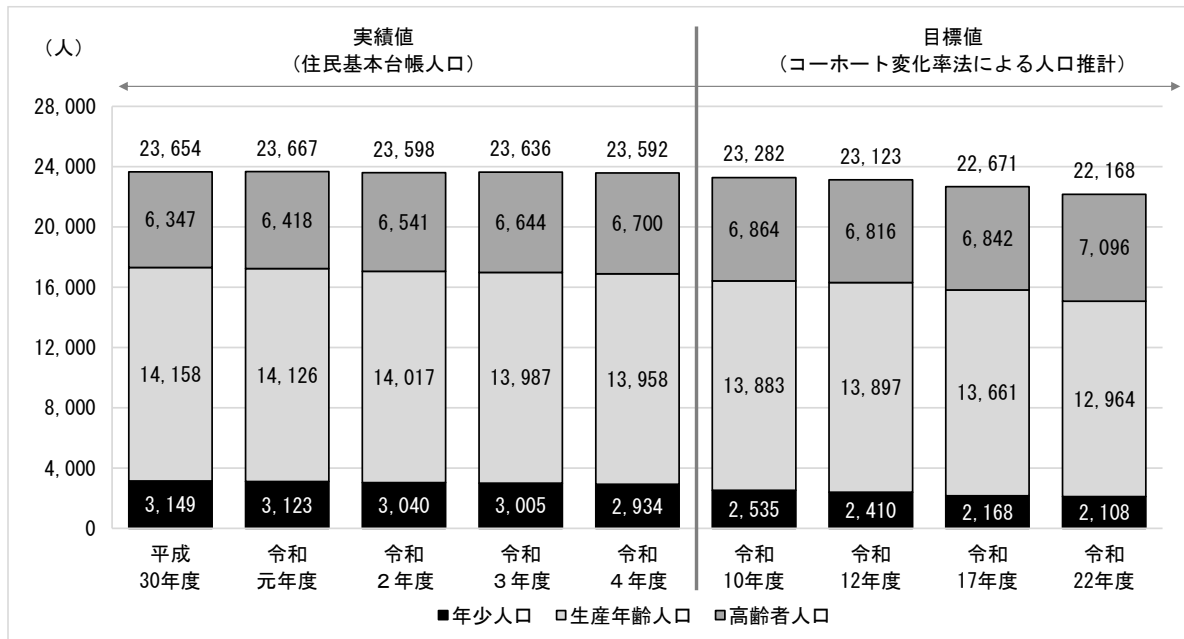
第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 大河原町の現況

(1) 人口の推移・見込み

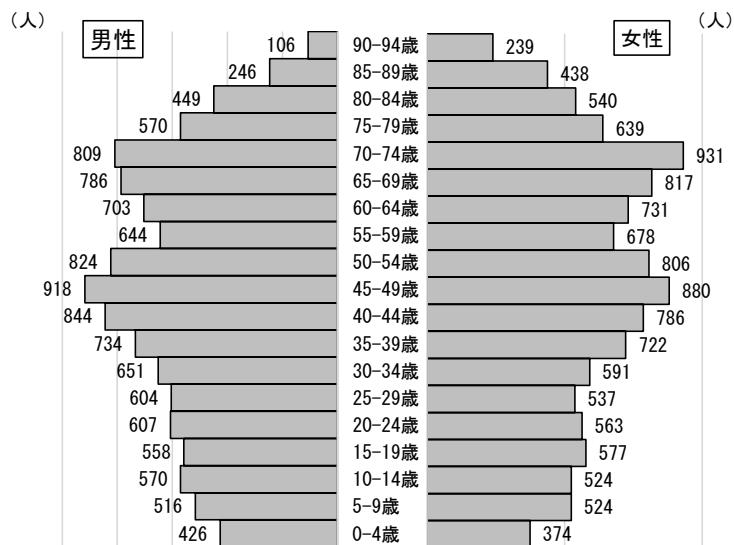
本町の総人口は、増減を繰り返しており、令和4年度には23,592人となっています。

今後は総人口が減少して推移するとみられ、計画期間の最終年度である令和10年度に23,282人、団塊ジュニア世代が高齢者に到達する令和22年度に22,168人と見込んでいます。



出典：平成30年度～令和4年度住民基本台帳（各年9月末）
令和10年度以降（コーホート変化率法による人口推計）

人口の年齢構成をみると、男性では「45～49歳」、女性では「70～74歳」が最も多くなっています。なお、「55～59歳」以上の年齢層では、女性の人口が男性の人口を上回っています。

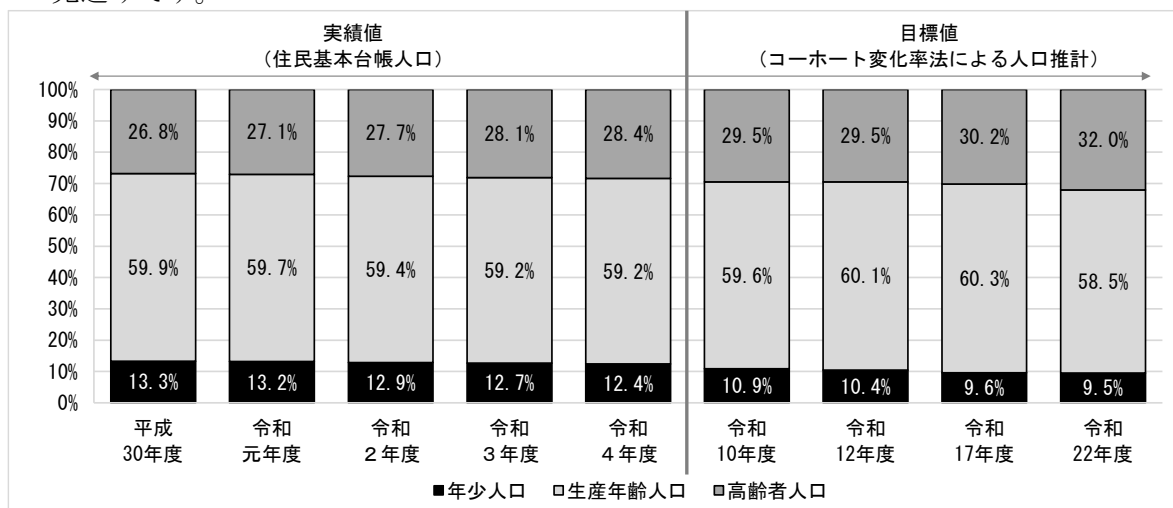


出典：住民基本台帳（令和4年9月末）

(2) 年齢構成の推移・見込み

本町の年齢構成は、高齢者人口の割合の上昇が続き、生産年齢人口、年少人口の割合は低下しています。

今後も高齢者人口の割合の上昇は続くと思われ、令和17年度には30%を超え、令和22年度には32.0%となる見込みです。なお、生産年齢人口は令和10年度から令和17年度までは上昇が続きますが、令和22年度には58.5%に低下する見込みです。さらに、年少人口は低下が続くとみられ、令和17年度には10%を下回り、令和22年度には9.5%となる見込みです。



※小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100.0%にならない項目があります。

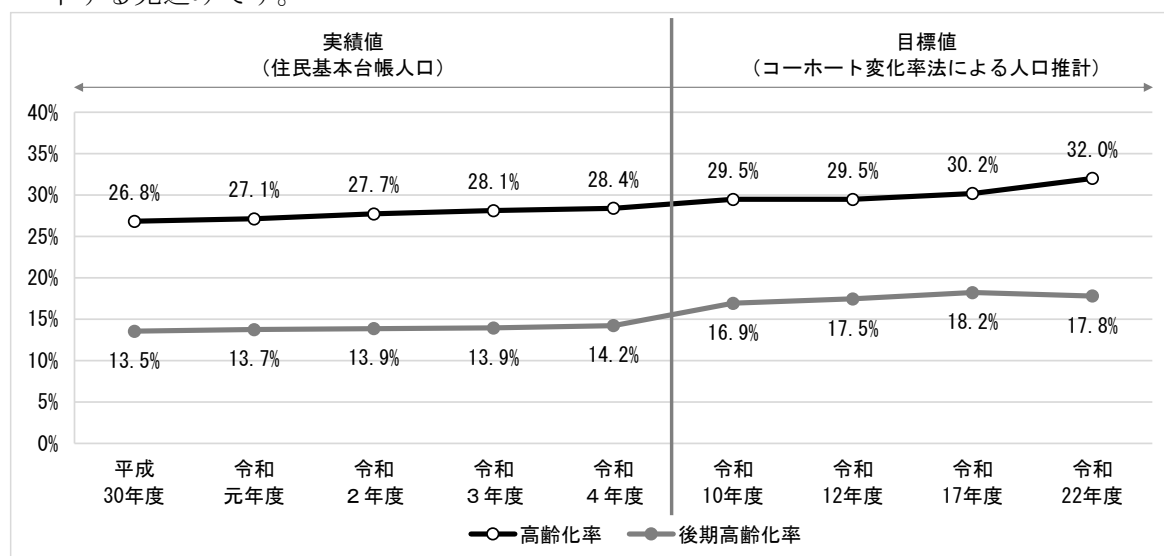
出典：平成30年度～令和4年度住民基本台帳（各年9月末）
令和10年度以降（コーホート変化率法による人口推計）

(3) 高齢化率、後期高齢化率の推移・見込み

高齢化率と後期高齢化率は、どちらも年々上昇が続き、令和4年度にはそれぞれ28.4%、14.2%となっています。

今後も高齢化率の上昇は続くと思われ、令和22年度には32.0%と見込んでいます。

なお、後期高齢化率は令和17年度まで上昇が続きますが、令和22年度には17.8%と低下する見込みです。

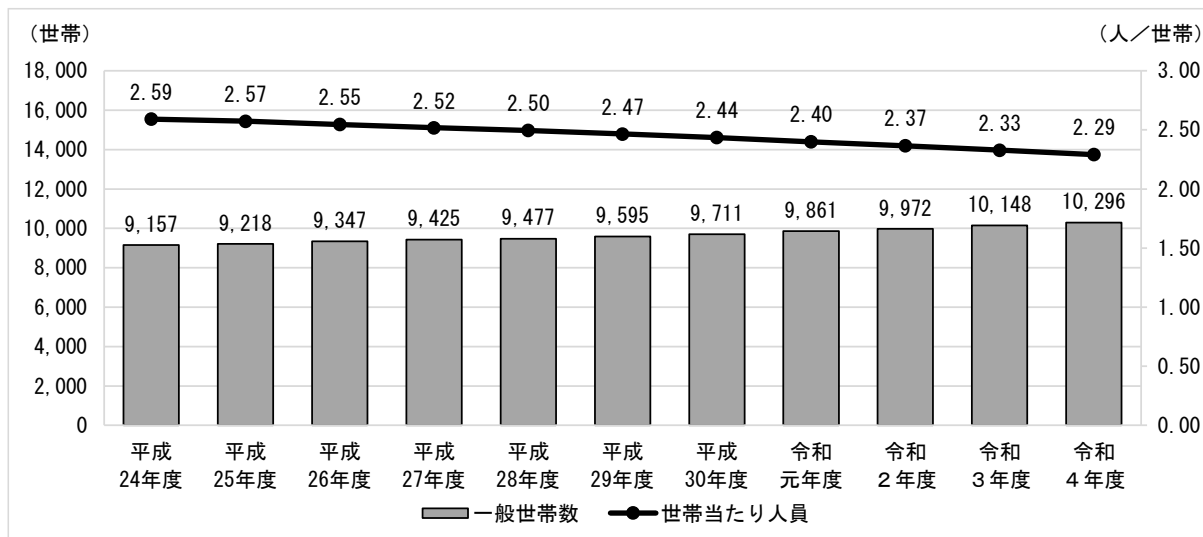


出典：平成30年度～令和4年度住民基本台帳（各年9月末）
令和10年度以降（コーホート変化率法による人口推計）

(4) 一般世帯数の推移

一般世帯数は、年々増加傾向が続いており、令和4年度には10,296世帯と、平成24年度から令和4年度の10年間で1,139世帯(12.4%)増加しています。

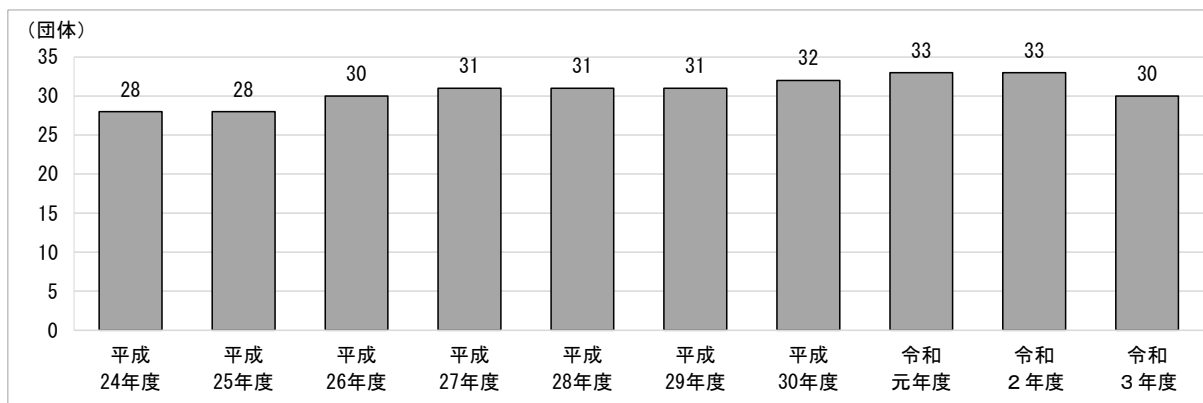
また、世帯当たり人員は、平成24年度の2.59人以降低下傾向が続いており、令和4年度には2.29人となっています。



出典：住民基本台帳（各年9月末）

(5) ボランティア団体登録数の推移

ボランティア団体の登録数は、平成 25 年度から令和元年度まで概ね増加が続いていましたが、令和 3 年度には 3 団体減少し、30 団体となっています。



出典：総務課、社会福祉協議会（各年度）

ボランティア団体等の活動内容は、防犯や見守り、防災、子育て支援、障がい者支援など、幅広い分野で活動されています。また、地域住民や中学生まで、参加者は幅広い属性の方が参加しています。

■ ボランティア団体等の活動内容（令和 3 年度登録団体）

団体名	活動人数(名)	活動内容
西部地区防犯連絡所協議会	42	「地域の安全は自ら守ろう」という自主防犯意識のもと、地域住民の安全確保を図るため、関係機関と連携し、小中学生の登下校時間帯における防犯パトロールや担当地区内の危険箇所の確認、報告等を実施。
東部地区防犯連絡所協議会	27	(活動行政区) 上大谷、上谷 1、上谷 2、上谷 3、南原前、原前、稗田、住吉町、中島町、幸町、錦町、西原
中央地区防犯連絡所協議会	8	(活動行政区) 尾形丁 1、尾形丁 2、末広、保料
丑越地区防犯連絡所協議会	11	(活動行政区) 丑越、緑団地
金ヶ瀬地区防犯連絡所協議会	24	(活動行政区) 金ヶ瀬 1、金ヶ瀬 2、金ヶ瀬 3、金ヶ瀬 4、金ヶ瀬 5、金ヶ瀬 6、堤 1、堤 2、湯尻、新開、新寺
大河原町ながら見守り隊	115	町内の防犯力向上を目指し、犯罪被害の未然防止のため、買い物や犬の散歩、ウォーキング、ランニング等、毎日の生活の中で子どもたちの安全や不審な人物がいないかなどの「ながら見守り活動」を実施。
大河原町明るい選挙推進協議会	7	町民の選挙意識の高揚を図り、明るい選挙推進の実現や投票率の向上を目的として、町内小中学校における選挙出前講座等の啓発活動を実施。

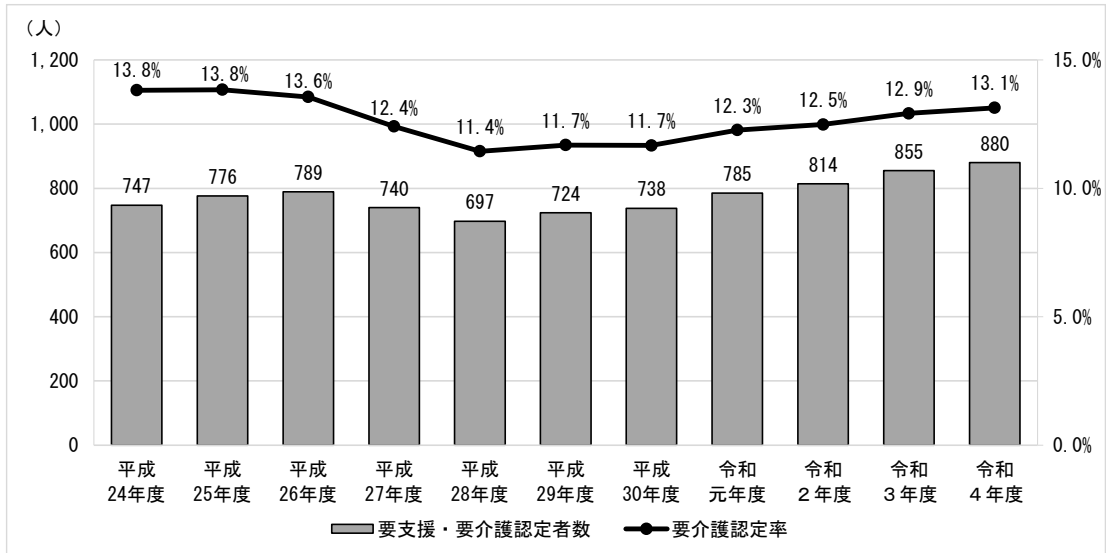
団体名	活動人数(名)	活動内容
大河原町交通安全母の会	70	交通安全を願う母親が力を結集し、交通安全の輪を広げ、交通モラルの高揚を図るため、交通安全運動を推進し、地域社会における連帯感の醸成と交通事故のない明るい豊かな社会の実現に寄与することを目的に活動を実施。 (活動内容) ・各交通安全運動期間中における啓発活動 ・交通安全イベントの開催 ・交通安全啓発品の作成 ・高齢運転者マークの配布 ・高齢者世帯訪問事業(交通安全指導)等
大河原町消防後援会	74	防火思想の普及啓発、消防団及び消防勢力の後援、罹災者の援護
大河原町婦人防火クラブ	10	火災予防についての研究、協力
自衛隊協力会	65	自衛隊行事の参加協力、自衛隊員に対する慰問・激励
自衛隊家族会	30	町出身隊員の慰問、防衛意識の普及向上、自衛隊諸行事に対する協力、会員相互の親睦
大河原町福祉作業所 さくらボランティア会	44	福祉作業所さくら作業補助、所員との交流・作業補助のほか、年間行事(他の作業所との交流会など)、研修会への参加
手話サークルさくら	20	手話の学習、聴覚障がい者との交流、手話ボランティア
幸の花づな会	16	レクリエーション及び芸能活動(育成中)
JA 助け合い組織さつき会	20	中核病院 七夕飾り
点訳グループてんとうむし	11	点字の学習、社協や町の広報誌等の点訳、絵本の点訳、駅前図書館の点字表示作業、視覚障がい者との交流、飲食店の点字メニュー作成等
みらい子育てネット 七草クラブ	13	子どもたちの健全育成のためのボランティア(人形劇公演、通学路の黄色い足型付け、遊び場点検など)
みらい子育てネット らんらんクラブ	20	子どもたちの健全育成のためのボランティア(子育てマップ・新聞の作成、公園の点検、ハンドメイドの出前教室など)
大河原中学校ボランティア部	7	他機関と連携した啓発活動、校内外美化運動、保育園や老人ホーム訪問等
上谷親睦会	30	使用済み切手などの収集活動、地域美化活動
朗読グループ糸でんわ	17	視覚障がい者・高齢者対象に朗読テープを作成配布、ガイドボランティア、視覚障がい者との交流
特定非営利活動法人 ほっとあい	42	登録制による助け合い活動(家事・介助・送迎などの生活支援)、小規模機能ほっとあいの家でのボランティア、カフェサロンの開催など
大河原子育てサポーター 「笑」	9	「笑」のひろばらくらく(月に1回の子育てサロン)・出張託児・子育て相談などの子育て支援
大河原町青年会 「smile@逢河原」	20	各種イベント等の参加
和太鼓「鼓縁」	5	各種イベントでの太鼓演奏など
コミュニケーション麻雀 「健康クラブ」	9	コミュニケーション麻雀ボランティア
ひまわり会	11	こども食堂「ひまわり亭」の運営
大河原現代書道研究会	6	書道教室、駅通路等での作品展示
大中プロジェクト MAS	45	避難所開設訓練等の実施

2 地域で支援を必要とする人の動向

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、増減を繰り返しながらも概ね上昇傾向がみられ、令和4年度には880人となっています。なお、平成24年度の747人から10年間で133人（17.8%）増加しています。

また、要介護認定率は、平成25年度から平成28年度において低下傾向が続き、その後は上昇に転じて、令和4年度には13.1%となっています。

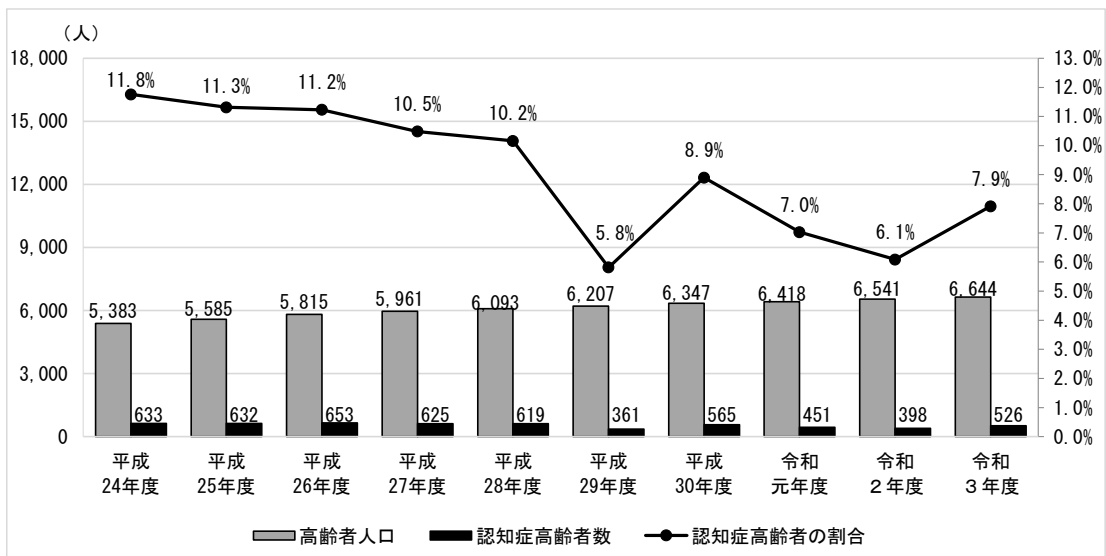


出典：介護保険事業報告（各年9月末）

(2) 認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数は、平成24年度から平成28年度において600人台の範囲内で推移しています。平成29年度以降は増減を繰り返しており、令和3年度には526人となっています。

認知症高齢者の割合は、平成24年度から平成29年度において減少傾向が続き、その後は増減を繰り返して推移しています。また、平成29年度以降は認知症高齢者の割合が10%を下回っています。



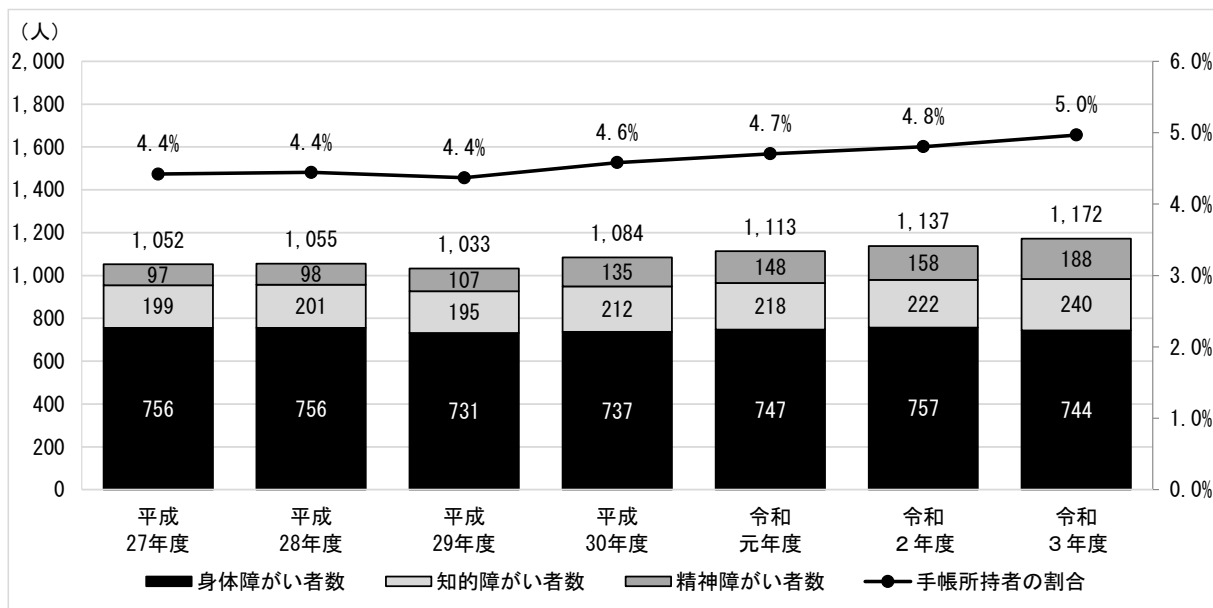
出典：福祉課（各年度末）、住民基本台帳（各年9月末）

(3) 障がい者数の推移

障がい者数（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の各手帳所持者の合計）は、平成 27 年度の 1,052 人から令和 3 年度には 1,172 人となり、6 年間で 120 人（11.4%）増加しています。

このうち、身体障がい者は平成 27 年度以降増減を繰り返して推移しており、令和 3 年度には 744 人となっています。

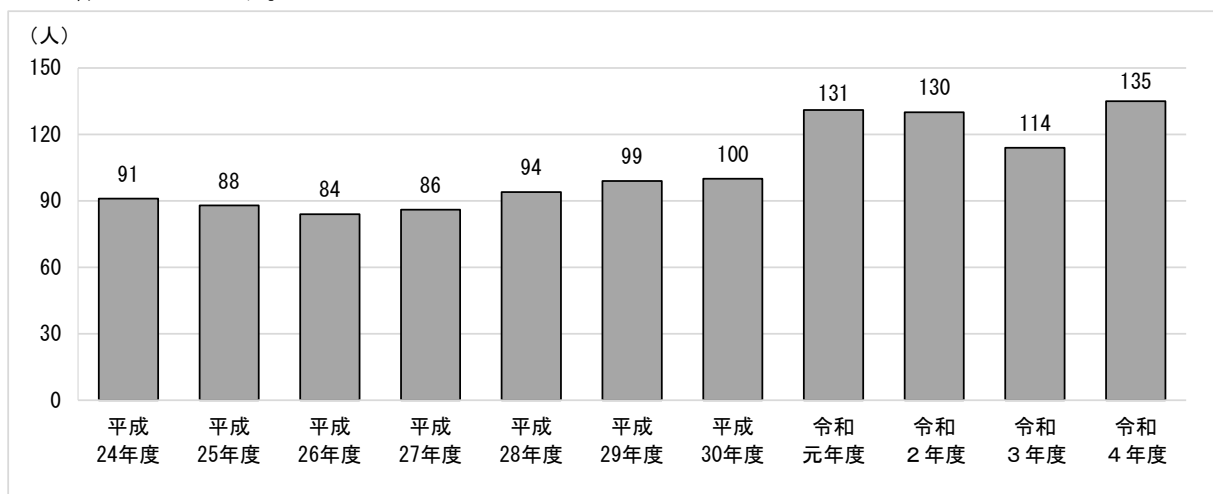
なお、知的障がい者と精神障がい者は概ね増加傾向が続いており、平成 27 年度から令和 3 年度までの 6 年間で、知的障がい者が 41 人（20.6%）、精神障がい者が 91 人（93.8%）増加しています。



出典：福祉課（各年度末）、住民基本台帳（各年 9 月末）

(4) 外国人人口の推移

外国人人口は、平成 26 年度の 84 人以降概ね増加傾向が続き、令和 4 年度には 135 人となっています。なお、平成 24 年度の 91 人から令和 4 年度までの 10 年間で 44 人（48.4%）増加しています。



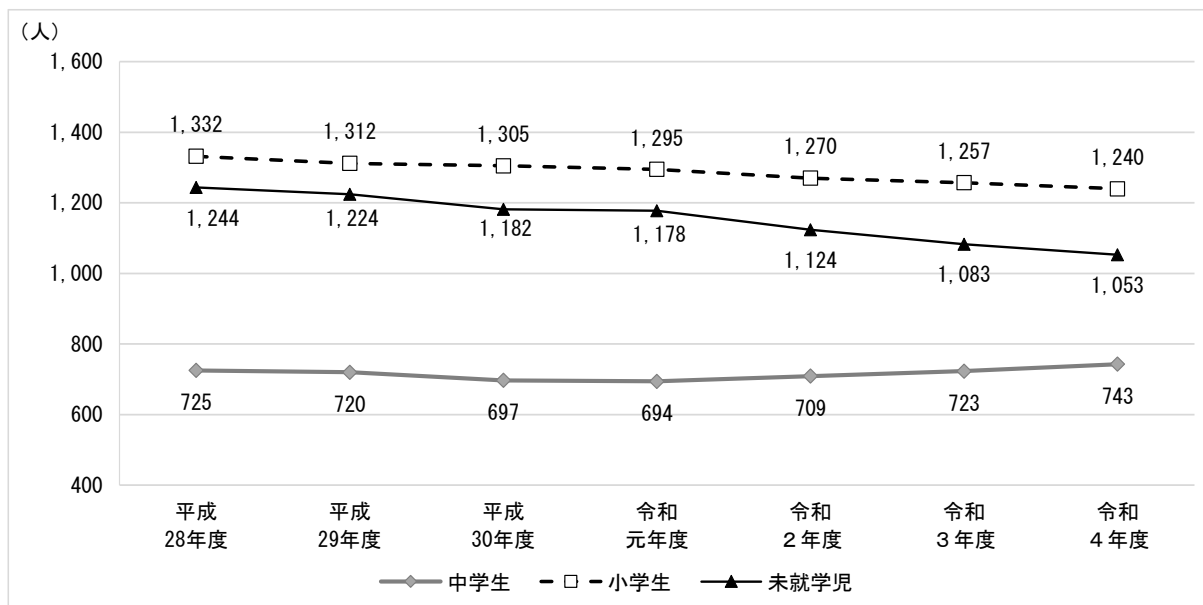
出典：福祉課（各年 9 月末）

(5) 児童生徒数の推移

中学生の人数は、令和元年度までは減少傾向が続きましたが、その後は上昇に転じて、令和4年度には743人となっています。なお、平成28年度の725人から6年間で18人(2.5%)増加しています。

小学生の人数は、平成24年度の1,332人以降減少傾向が続き、令和4年度には1,240人と6年間で92人(6.9%)減少しています。

未就学児の人数も同様に、平成24年度の1,244人以降減少傾向が続き、令和4年度には1,053人と6年間で191人(15.4%)減少しています。



出典：教育総務課（各年4月1日）

(6) 子ども・子育てを巡る問題の動向

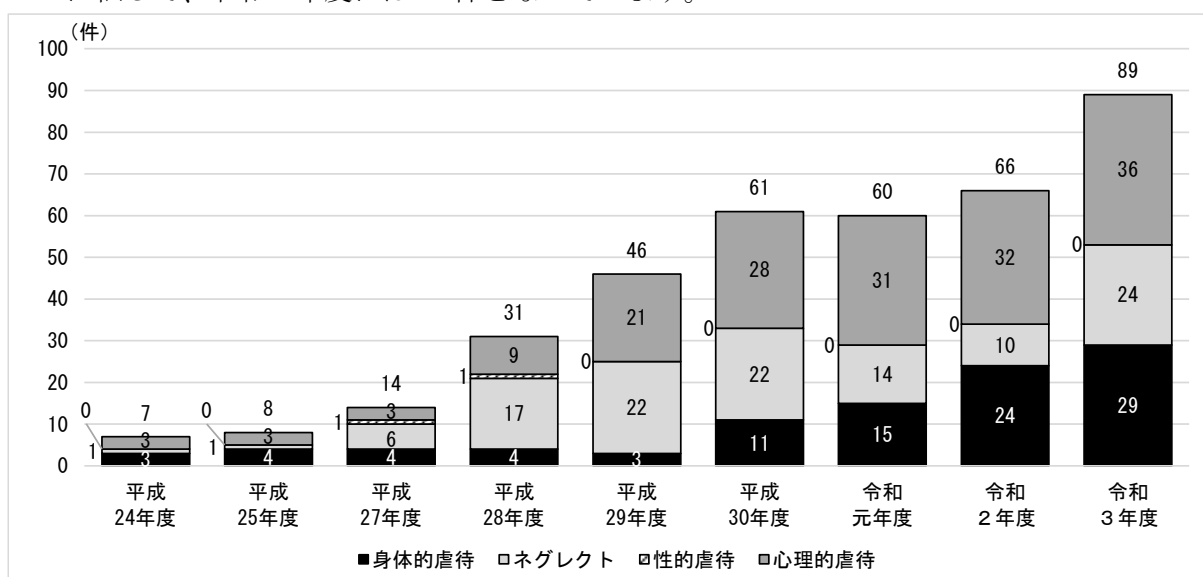
①児童虐待認知件数

身体的虐待の認知件数は、平成 24 年度の 3 件以降概ね増加傾向が続き、令和 3 年度には 29 件となっています。

ネグレクトの認知件数は、平成 24 年度以降増加が続きましたが、その後は増減を繰り返しており、令和 3 年度には 24 件となっています。

性的虐待の認知件数は、平成 27 年度・28 年度はそれぞれ 1 件となっていますが、その他の年度は 0 件となっています。

心理的虐待の認知件数は、平成 24・25・27 年度は横ばいで推移していましたが、増加に転じて、令和 3 年度には 36 件となっています。

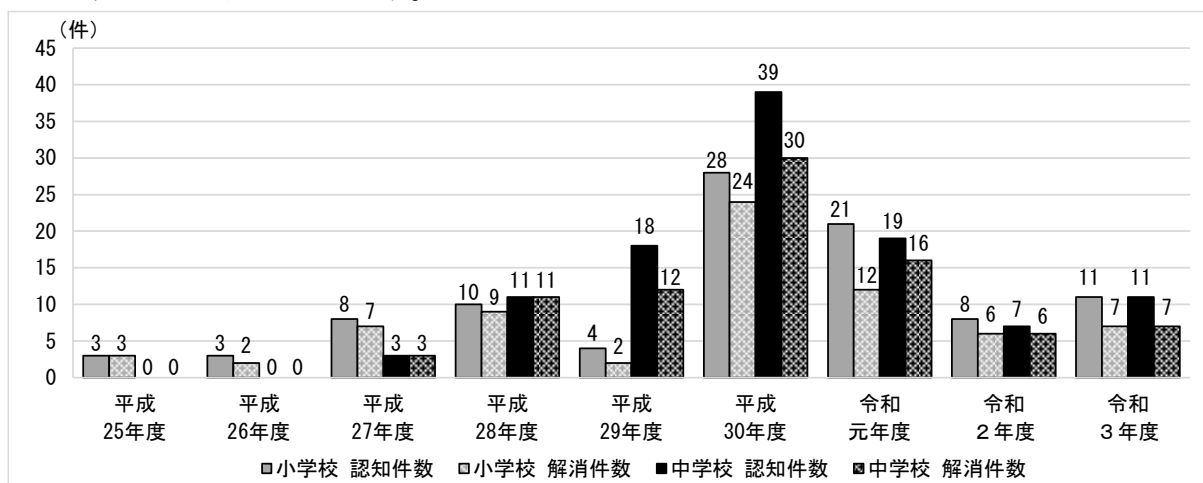


※平成 26 年度はデータがないため除外
出典：福祉課、子ども家庭課（各年度）

②いじめの認知・解消件数の推移

いじめの認知・解消件数は、小・中学校ともに平成 30 年度が最も多くなっています。

また、小学校では令和元年度、中学校では平成 30 年度にいじめの認知件数と解消件数の差が大きくなっています。

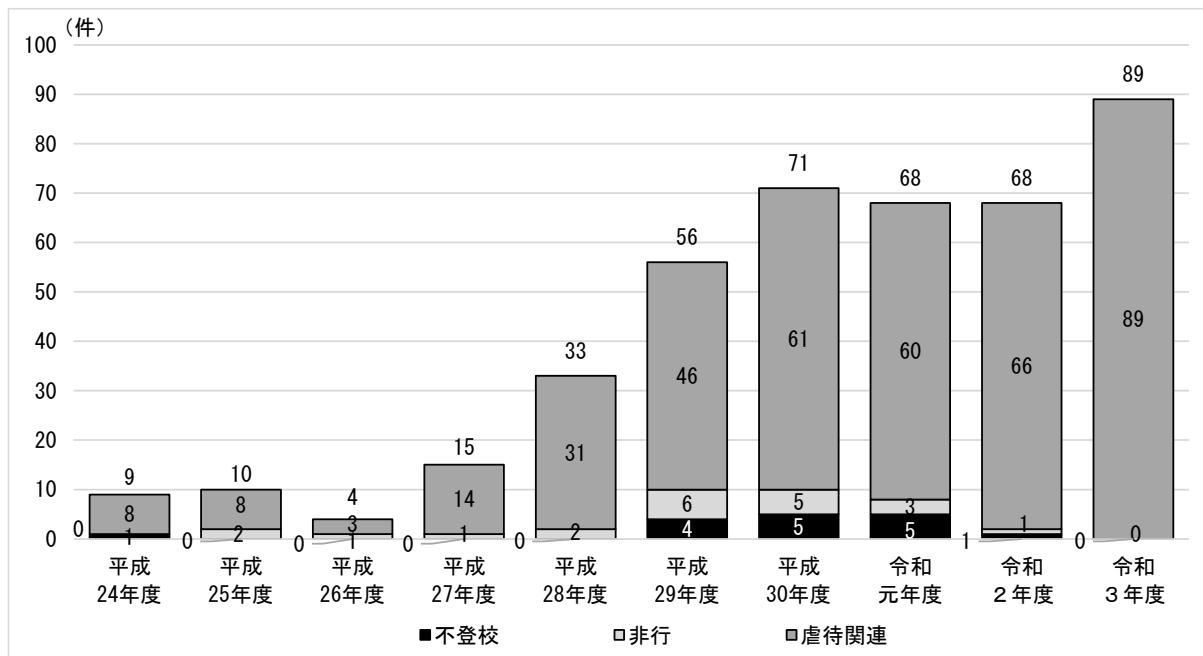


出典：教育総務課（各年度）

③家庭児童相談件数の推移

家庭児童相談件数は、平成 24 年度の 9 件から概ね増加傾向が続き、令和 3 年度の 89 件と 9 年間で約 10 倍増加しています。

また、各年度において、虐待関連の相談件数が最も多く、不登校と非行の相談件数は 10 件未満となっています。

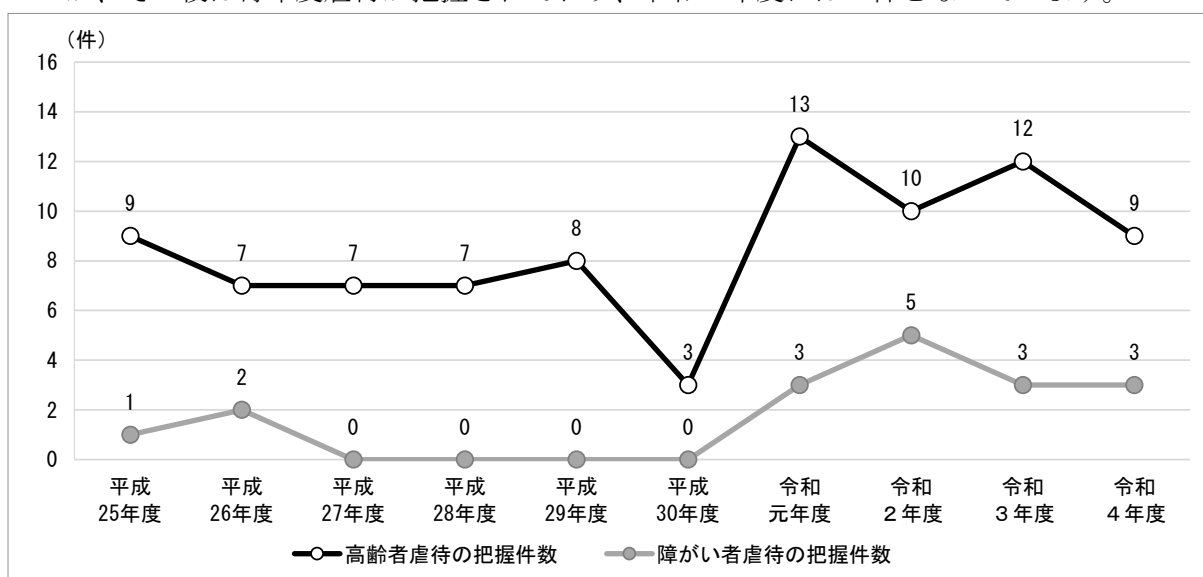


出典：教育総務課、福祉課、子ども家庭課（各年度）

(7) 高齢者・障がい者の虐待把握件数の推移

高齢者虐待の把握件数は、平成 25 年度以降増減を繰り返しており、令和 4 年度には 9 件となっています。

障がい者虐待の把握件数は、平成 27 年度から平成 30 年度において 0 件となっていますが、その後は毎年度虐待が把握されており、令和 4 年度には 3 件となっています。

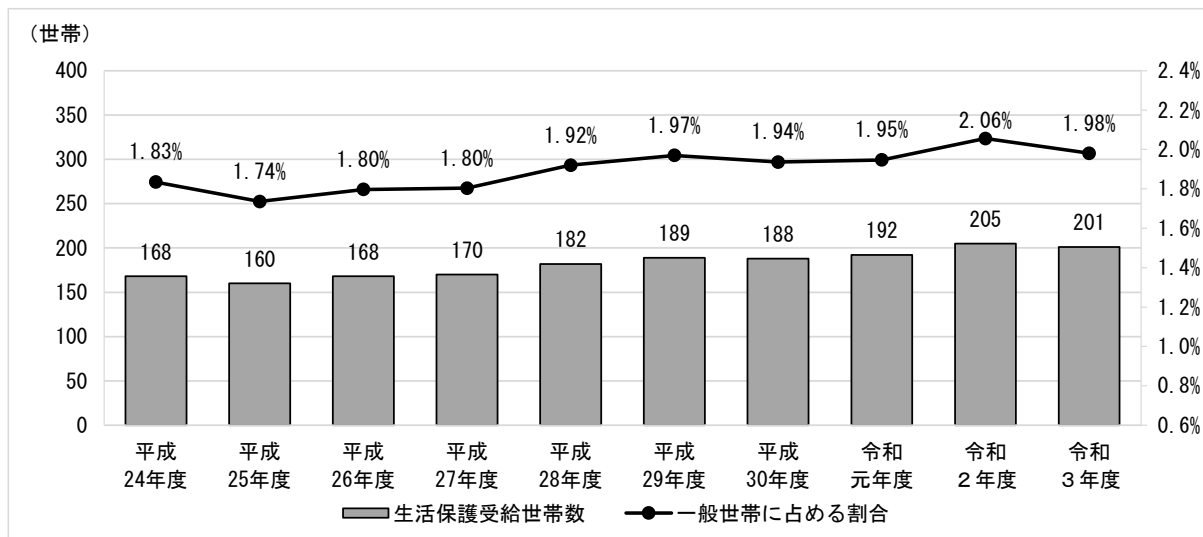


出典：福祉課（各年度）

(8) 生活保護受給世帯の推移

生活保護受給世帯は、平成24年度の168世帯以降増減を繰り返しており、令和3年度には201世帯と9年間で33世帯（19.6%）増加しています。

また、一般世帯に占める割合も同様に推移しており、令和3年度は1.98%となっています。

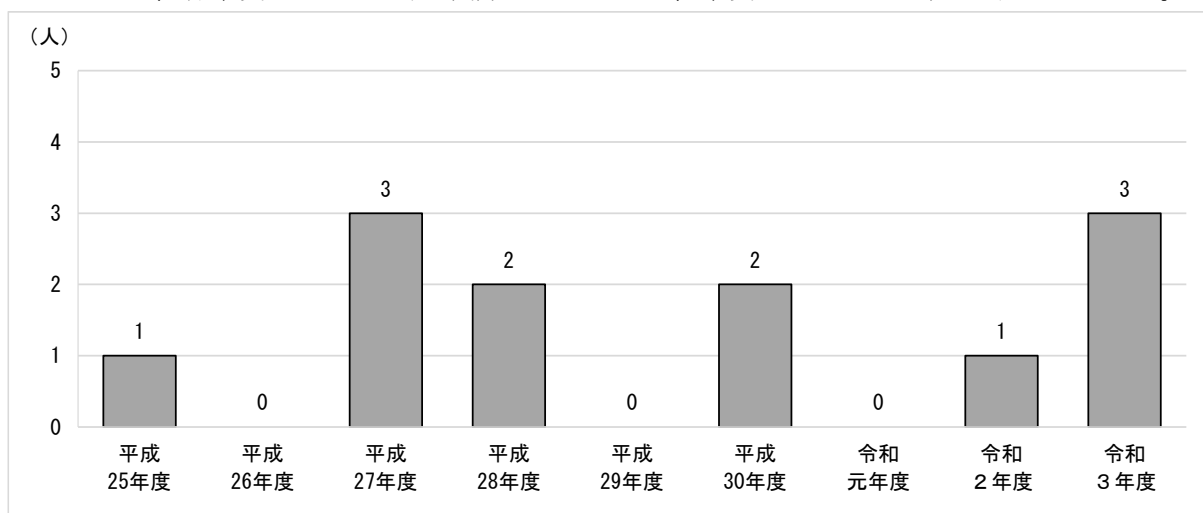


出典：福祉課（各年度）、住民基本台帳（各年9月末）

(9) 女性保護相談の推移

女性保護相談（実人数）は、増減を繰り返して推移しており、令和3年度には3人となっています。

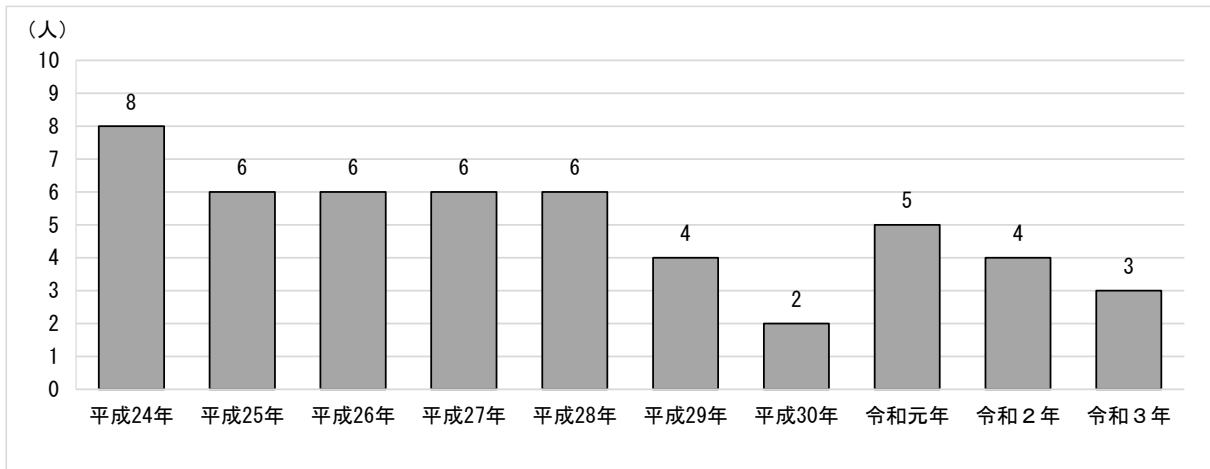
なお、各年度において5人未満となっており、年度による大きな差はみられません。



出典：こども家庭課（各年度）

(10) 自死者数の推移

自死者数は、平成24年から平成30年において減少傾向が続いておりましたが、その後は増減を繰り返しており、令和3年には3人となっています。



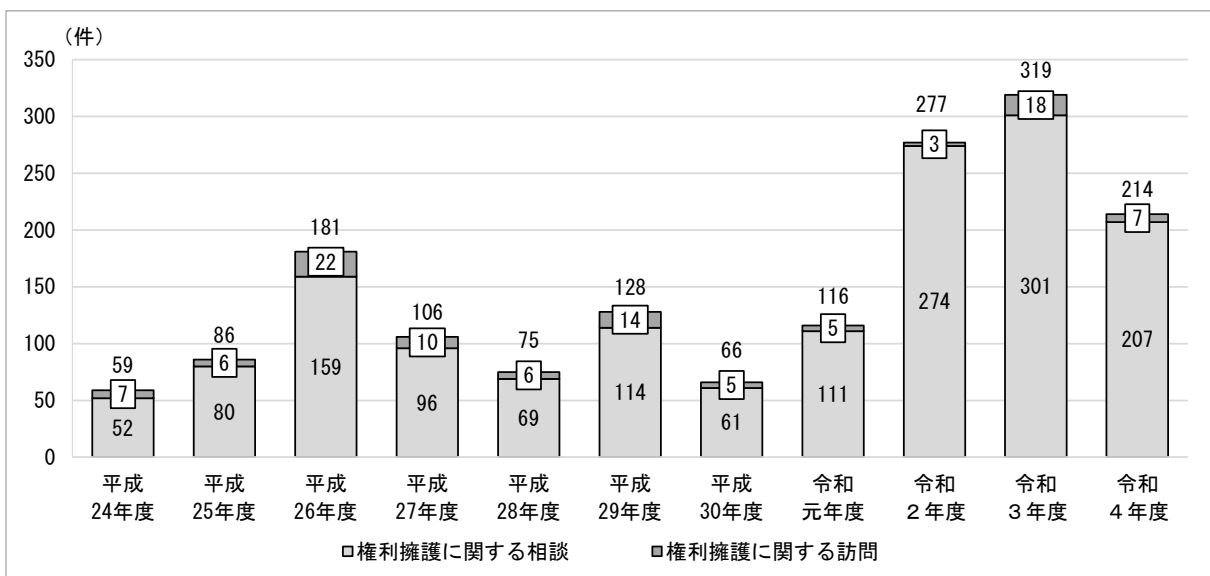
出典：福祉課（各年）

(11) 地域包括支援センターの権利擁護事業における相談・訪問件数の推移

権利擁護事業における相談・訪問件数は、平成24年度の59件以降増減を繰り返しており、令和4年度には214件と10年間で155件（262.7%）増加しています。

権利擁護に関する相談は、平成24年度の52件から令和4年度の207件と10年間で約4倍増加しています。

なお、権利擁護に関する訪問は、平成26年度の22件が最も多く、直近の令和4年度には7件となっています。



出典：福祉課（各年度）

3 住民アンケート調査の概要

本計画の策定に当たって、以下の内容で住民アンケート調査を実施しました。

- 調査対象：18歳以上の町民
- 調査期間：令和4年11月16日～令和4年11月30日
- 調査方法：郵送配付・回収、WEBによる入力
- 配付・回収：

種別	配付数	回収数	回収率
合計	2,000票	888票	44.4%

(1) 家族構成について

- 家族構成を年齢層別で見ると、「65～74歳」以下の年齢層では「親と子どもだけの二世帯世帯」、「75～84歳」と「85歳以上」の世帯では「夫婦のみの世帯とともに65歳以上」が最も割合が高くなっており、それぞれ30%以上となっています。
- 「一人暮らし」の世帯は各年齢層で見られますが、「50～59歳」以上の各年齢層で10%以上が「一人暮らし」となっています。

上段：回答者数、下段：割合

	合計	問5 家族構成							無回答	
		一人暮らし	夫婦のみの世帯とともに65歳未満	夫婦のみの世帯で1人が65歳以上	夫婦のみの世帯とともに65歳以上	親と子どもだけの二世帯世帯	親と子どもと孫の三世帯世帯	その他		
全体	888 100.0	107 12.0	62 7.0	37 4.2	125 14.1	380 42.8	87 9.8	66 7.4	24 2.7	
年齢	18～29歳	71 100.0	8 11.3	5 7.0	0 0.0	0 0.0	44 62.0	9 12.7	4 5.6	1 1.4
	30～39歳	92 100.0	5 5.4	10 10.9	0 0.0	0 0.0	61 66.3	11 12.0	5 5.4	0 0.0
	40～49歳	127 100.0	10 7.9	6 4.7	0 0.0	0 0.0	94 74.0	10 7.9	7 5.5	0 0.0
	50～59歳	124 100.0	14 11.3	21 16.9	2 1.6	0 0.0	66 53.2	8 6.5	11 8.9	2 1.6
	60～64歳	59 100.0	7 11.9	13 22.0	9 15.3	0 0.0	18 30.5	6 10.2	6 10.2	0 0.0
	65～74歳	213 100.0	31 14.6	3 1.4	23 10.8	61 28.6	62 29.1	17 8.0	15 7.0	1 0.5
	75～84歳	144 100.0	26 18.1	2 1.4	3 2.1	52 36.1	29 20.1	20 13.9	10 6.9	2 1.4
	85歳以上	39 100.0	6 15.4	2 5.1	0 0.0	12 30.8	5 12.8	6 15.4	8 20.5	0 0.0

(2) 地域とのつながりについて

- 居住地域の暮らしやすさを近所づきあいの満足度別でみると、「とても暮らしやすい」の割合は満足度に相関して低下しており、「満足している」回答者では 42.4%ですが、「満足していない」回答者では 4.1%となっています。
- 「とても暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」を合わせると、「満足している」回答者と「ある程度満足している」回答者では、いずれも 90%を超えています。満足度の低下とともに、その割合は低下しています。

上段：回答者数、下段：割合

	合計	問14 居住地域の暮らしやすさ					とても暮らしやすい+どちらかという暮らしやすい	暮らしにくい+どちらかという暮らしにくい
		とても暮らしやすい	どちらかという暮らしやすい	どちらかという暮らしにくい	暮らしにくい	無回答		
全体	888 100.0	156 17.6	623 70.2	73 8.2	23 2.6	13 1.5	779 87.7	96 10.8
近所づきあいの満足度	満足している	158 100.0	67 42.4	76 48.1	9 5.7	3 1.9	143 90.5	12 7.6
	ある程度満足している	382 100.0	67 17.5	295 77.2	14 3.7	3 0.8	362 94.8	17 4.5
	あまり満足していない	95 100.0	2 2.1	71 74.7	18 18.9	4 4.2	73 76.8	22 23.2
	満足していない	49 100.0	2 4.1	26 53.1	13 26.5	7 14.3	28 57.1	20 40.8
	どちらともいえない	182 100.0	15 8.2	141 77.5	17 9.3	5 2.7	156 85.7	22 12.1

(3) 地域での活動・支援について

- 暮らしの中での困りごとを居住地域の暮らしやすさ別でみると、悩み事の内容としては、それぞれ「力仕事(家具の移動など)ができない」、「買い物や通院などの外出が不便」が最も高い割合となっています。また、「どちらかという暮らしにくい」と「暮らしにくい」回答者では「買い物や通院などの外出が不便」が最も高い割合となっています。
- 各項目とも、暮らしやすさを否定的に感じる人ほど、困りごととして回答する割合が高くなっています。

上段：回答者数、下段：割合

	合計	問15 暮らしの中での困りごと											
		買い物や通院などの外出が不便	力仕事(家具の移動など)ができない	家事(炊事・洗濯など)が大変	庭・畑仕事(草取り)ができない	ごみ出しが困難	遊び相手、話し相手、遊び相手が少ない	近所づきあいがうまくいかない	成長、子どもの育児や配	その他	特にな	無回答	
全体	888 100.0	139 15.7	106 11.9	58 6.5	67 7.5	39 4.4	100 11.3	34 3.8	75 8.4	44 5.0	462 52.0	21 2.4	
暮らしやすさの地域	とても暮らしやすい	156 100.0	9 5.8	13 8.3	8 5.1	8 5.1	3 1.9	10 6.4	1 0.6	11 7.1	1 0.6	108 69.2	3 1.9
	どちらかという	623 100.0	86 13.8	79 12.7	41 6.6	47 7.5	30 4.8	67 10.8	19 3.0	57 9.1	32 5.1	327 52.5	7 1.1
	どちらかという	73 100.0	34 46.6	10 13.7	9 12.3	11 15.1	3 4.1	16 21.9	9 12.3	5 6.8	5 6.8	23 31.5	0 0.0
	暮らしにくい	23 100.0	10 43.5	3 13.0	0 0.0	1 4.3	3 13.0	6 26.1	5 21.7	2 8.7	6 26.1	2 8.7	1 4.3

- 地域での支援活動への参加意向を福祉への関心別で見ると、関心の度合いと参加意向に相関がみられます。
- 「参加したい」と「どちらかといえば参加したい」の回答は、関心が低下するとともに割合も低下し、「全く関心がない」回答者ではいずれの回答も 0.0%となっています。

上段：回答者数、下段：割合

	合計	問18 地域での支援活動への参加意向						
		参加したい	どちらかといえば参加したい	あまり参加したくない	参加したくない	よくわからない	無回答	
全体	888 100.0	79 8.9	284 32.0	170 19.1	63 7.1	265 29.8	27 3.0	
福祉への関心	とても関心がある	100 100.0	28 28.0	43 43.0	7 7.0	5 5.0	14 14.0	3 3.0
	ある程度関心がある	498 100.0	44 8.8	212 42.6	89 17.9	11 2.2	134 26.9	8 1.6
	あまり関心がない	141 100.0	3 2.1	19 13.5	61 43.3	19 13.5	38 27.0	1 0.7
	全く関心がない	30 100.0	0 0.0	0 0.0	5 16.7	21 70.0	4 13.3	0 0.0
	わからない	105 100.0	4 3.8	9 8.6	8 7.6	7 6.7	75 71.4	2 1.9

- 「誰もが安心してともに暮らせる地域」に必要な取り組みを、居住地域の暮らしやすさ別で見ると、「とても暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」の各回答者では「住民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進」、「どちらかという暮らしにくい」と「暮らしにくい」の回答者では「気軽に外出できる交通体系の充実」が最も高い割合となっています。

上段：回答者数、下段：割合

	合計	問19 「誰もが安心してともに暮らせる地域」に必要な取り組み																	
		住民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進	気軽に集まれる場の充実	バリアフリーの推進	公園等、住環境の充実	気軽に外出できる交通体系の充実	在宅福祉サービスの充実	施設サービスの充実	身近な相談窓口の充実	専門性の高い相談支援の充実	福祉に関する情報提供の充実	防犯、防災活動の充実	健康づくりや生きがいづくりの推進	地域活動への公的な援助の充実	担う人材の育成	ボランティア活動の充実	その他	特になし	無回答
全体	888 100.0	284 32.0	169 19.0	89 10.0	114 12.8	236 26.6	213 24.0	155 17.5	199 22.4	122 13.7	204 23.0	223 25.1	155 17.5	95 10.7	97 10.9	15 1.7	30 3.4	21 2.4	
居住地域の暮らしやすさ	とても暮らしやすい	156 100.0	72 46.2	39 25.0	19 12.2	20 12.8	24 15.4	37 23.7	26 16.7	24 15.4	20 12.8	33 21.2	38 24.4	30 19.2	18 11.5	19 12.2	2 1.3	4 2.6	4 2.6
	どちらかという暮らしやすい	623 100.0	183 29.4	115 18.5	61 9.8	83 13.3	179 28.7	157 25.2	117 18.8	159 25.5	82 13.2	151 24.2	162 26.0	113 18.1	72 11.6	67 10.8	9 1.4	20 3.2	7 1.1
	どちらかという暮らしにくい	73 100.0	21 28.8	10 13.7	6 8.2	9 12.3	22 30.1	16 21.9	10 13.7	14 19.2	17 23.3	16 21.9	13 17.8	10 13.7	4 5.5	9 12.3	2 2.7	4 5.5	0 0.0
	暮らしにくい	23 100.0	7 30.4	4 17.4	2 8.7	2 8.7	9 39.1	3 13.0	2 8.7	2 8.7	3 13.0	4 17.4	8 34.8	1 4.3	1 4.3	1 4.3	2 8.7	2 8.7	0 0.0

- ボランティア活動への参加状況を福祉への関心別でみると、各回答者とも「参加したことはない」が最も高い割合となっています。この回答は、「とても関心がある」回答者でも 45.0%みられます。また、福祉の関心が低下するにつれて、割合は上昇しています。

上段：回答者数、下段：割合

		合計	問24 ボランティア活動への参加状況			
			参加している	過去に参加したことはあるが、今は参加していない	参加したことはない	無回答
全体		888 100.0	81 9.1	189 21.3	557 62.7	61 6.9
福祉への関心	とても関心がある	100 100.0	20 20.0	25 25.0	45 45.0	10 10.0
	ある程度関心がある	498 100.0	50 10.0	123 24.7	292 58.6	33 6.6
	あまり関心がない	141 100.0	8 5.7	20 14.2	107 75.9	6 4.3
	全く関心がない	30 100.0	1 3.3	2 6.7	26 86.7	1 3.3
	わからない	105 100.0	2 1.9	15 14.3	82 78.1	6 5.7

- 生活上での困りごと等についての相談相手を、居住地域の暮らしやすさでクロス集計すると、各回答者で「家族や親族」が最も高い割合となっています。

- 居住地域の暮らしやすさを「とても暮らしやすい+どちらかという暮らしやすい」、「どちらかという暮らしにくい+暮らしにくい」の2分類にまとめてクロス集計すると、「家族や親族」はともに半数を超えて最も高い割合となっていますが、「とても暮らしやすい+どちらかという暮らしやすい」の回答者では 74.7%となっており、「どちらかという暮らしにくい+暮らしにくい」の 55.2%より高い割合となっています。

また、多くの相談相手で「とても暮らしやすい+どちらかという暮らしやすい」の回答者の割合が比較的高くなっていますが、「地域包括支援センター」と「誰にも相談しない」、「どこに相談したらよいかわからない」は、「どちらかという暮らしにくい+暮らしにくい」の回答者が高い割合となっています。

上段：回答者数、下段：割合

		合計	問29 生活上での困りごと等についての相談相手													無回答	
			家族や親族	友人や知人	近所の人	町内会(区)役員	民生委員・児童委員	町の相談窓口	地域包括支援センター	社会福祉協議会	病院や診療所	福祉施設の窓口	任意後見人	誰にも相談しない	よどこに相談したらよいかわからない		その他
全体		888 100.0	642 72.3	279 31.4	38 4.3	38 4.3	87 9.8	312 35.1	169 19.0	90 10.1	117 13.2	139 15.7	8 0.9	10 1.1	43 4.8	7 0.8	21 2.4
暮らしやすさ	とても暮らしやすい+どちらかという暮らしやすい	779 100.0	582 74.7	252 32.3	35 4.5	35 4.5	79 10.1	280 35.9	147 18.9	83 10.7	107 13.7	122 15.7	6 0.8	5 0.6	36 4.6	5 0.6	14 1.8
	どちらかという暮らしにくい+暮らしにくい	96 100.0	53 55.2	24 25.0	2 2.1	2 2.1	8 8.3	30 31.3	22 22.9	7 7.3	9 9.4	15 15.6	2 2.1	5 5.2	7 7.3	2 2.1	3 3.1

(4) 災害時の行動・支援について

- 災害時の避難場所の認識を居住歴別でみると、居住歴「3年未満」では「知らない」が43.5%と高く、居住歴が長くなるにつれて割合が低下しており、町内への転入者に対して、定期的に避難場所を知っていただくための情報発信が必要と考えられます。

上段：回答者数、下段：割合

	合計	問33 災害時の避難場所を知っているか			
		知っている	知らない	無回答	
全体	888	712	152	24	
	100.0	80.2	17.1	2.7	
居住歴	3年未満	62	33	27	2
		100.0	53.2	43.5	3.2
	3年以上5年未満	52	35	17	0
		100.0	67.3	32.7	0.0
	5年以上10年未満	51	39	12	0
		100.0	76.5	23.5	0.0
	10年以上20年未満	125	107	16	2
		100.0	85.6	12.8	1.6
	20年以上30年未満	135	116	16	3
	100.0	85.9	11.9	2.2	
30年以上	425	358	53	14	
	100.0	84.2	12.5	3.3	
わからない	7	4	3	0	
	100.0	57.1	42.9	0.0	

- 災害から身を守るために地域で最も重要だと思うものを近所づきあいの程度別でみると、「ほとんどつきあわない」回答者では「行政の防災対策の充実」、その他の回答者では「隣近所の助け合い」が最も高い割合となっています。
- 「隣近所の助け合い」の割合は、「日頃から助け合っている」回答者では半数以上となっていますが、近所づきあいの頻度が希薄になるほど割合が低下し、「顔が合えばあいさつ程度はする」では32.0%、「ほとんどつきあわない」が20.8%となっています。
- 「行政の防災対策の充実」の割合は、「顔が合えばあいさつ程度はする」で29.3%、「ほとんどつきあわない」で26.0%と比較的高い割合となっています。
- 「ほとんどつきあわない」回答者では、「わからない」が比較的高い割合となっています。

上段：回答者数、下段：割合

	合計	問35 災害から身を守るために地域で最も重要だと思うもの							わからない	無回答
		隣近所の助け合い	避難行動要支援者の把握	災害に備えた日頃の訓練	自主防災組織(自主防災会)の活動	行政の防災対策の充実	その他			
全体	888	331	70	169	23	206	18	46	25	
	100.0	37.3	7.9	19.0	2.6	23.2	2.0	5.2	2.8	
近所づきあいの程度	日頃から助け合っている	82	49	4	14	4	8	0	1	2
		100.0	59.8	4.9	17.1	4.9	9.8	0.0	1.2	2.4
	気の合った人とだけ親しくしている	118	54	13	18	3	19	4	4	3
		100.0	45.8	11.0	15.3	2.5	16.1	3.4	3.4	2.5
	たまに立ち話をする	177	77	14	36	4	32	4	7	3
		100.0	43.5	7.9	20.3	2.3	18.1	2.3	4.0	1.7
	顔が合えばあいさつ程度はする	413	132	28	80	11	121	7	24	10
	100.0	32.0	6.8	19.4	2.7	29.3	1.7	5.8	2.4	
ほとんどつきあわない	77	16	8	18	1	20	3	9	2	
	100.0	20.8	10.4	23.4	1.3	26.0	3.9	11.7	2.6	

4 団体調査の概要

本計画策定に当たって、令和5年1月に大河原町区長会、大河原町民生委員・児童委員協議会、大河原町老人クラブ連合会、大河原町食生活改善推進員協議会を対象に、地域の状況、課題をお尋ねしました。

その概要は以下の通りです。

(1) 大河原町区長会

- 区長会が活動する上での困りごととして「活動のマンネリ化、ノウハウの不足」、「関連団体との連携」、「研修等の機会の不足」の回答がありました。また、役員や委員の確保の状況、地域の課題と合わせて、役員の固定化や若い人材の不足に関する回答が得られました。
- 地域の課題のうち、住民の状況に関するものでは「高齢の親と障がい者世帯」、「災害発生時の避難所までの移動支援」の回答がありました。また、自由記述として「自分が高齢のため、若者の行動がわからない」との意見もいただきました。
- 既存の公的な福祉サービスでの解決が困難な課題について、「地域での孤立化に関すること」、「高齢者等に関すること」となっています。
具体的な内容として、「地域での孤立化に関すること」の困りごとでは「高齢者・障がい者、子育て中の方、生活上困難な方への支援が不足」、必要な支援では「誰もが安心して暮らせる地域にする、町の福祉課の支援・社協の支援、地区福祉委員や地域住民への啓発」の回答がありました。
また、「高齢者等に関すること」の困りごとでは「高齢者に対する支援がないのではないか」、必要な支援では「啓発活動・交流活動・一人暮らし・高齢者等の仲間づくり、福祉講座の開催・地域での自主生活の支援、助け合い活動・声かけ活動・見守り活動、介護の手引書・行政サービスのガイドブックの配布」の回答がありました。
- 行政や社会福祉協議会への期待について、「区長会への町職員の参加・協力」、「関係者間でのネットワークづくり」、「区長会活動に関する理解促進のための広報の強化」となっています。
- 地域での福祉活動・福祉施策への期待について、「現状に合った計画の策定、町民の暮らしにあった運営」となっています。

(2) 大河原町民生委員・児童委員協議会

- 相談を受ける経路として多いものは、「本人・家族」、「近所の人」という当事者に近い人、又は、「社会福祉協議会」となっています。
- 困りごとを抱える住民を発見する機会について、「在宅高齢者実態調査の実施中」、「日常生活の中」となっています。
- 住民から依頼されることとして多いのは「高齢者、障がい者、生活困窮者への支援」、「環境美化」、「避難行動要支援者等の防災対策」、「高齢者の安否確認」となっています。
- 地域の課題について、「地域活動の人材不足、緊急時に活動できる人材の不足」、「老々介護」、「高齢の親と障がい者世帯に関すること」となっています。
- 委員活動に必要なことについて、「行政から必要な個人情報の提供」、「活動費の充

実)、「民生委員・児童委員同士の交流・情報交換」となっています。

- 委員活動の悩みとして多く聞かれるものについて、「支援対象者のプライバシーの配慮、必要な情報の把握、人間関係の構築」、「関連する知識や情報の理解が困難」、「行政や社協からの協力依頼が多い、経済的な負担が大きい」、「担当世帯数が多い」、「行政機関の協力が得にくい」、「住民から正しく理解されていない」となっています。
- 地域福祉活動への関心を高めていくために必要な取り組みについて「福祉の対象となる人の明確化」、「ボランティア団体等への経済的な支援」、「地域単位での福祉活動」、「活動組織の立ち上げ」となっています。
- 福祉教育の機会として「学校教育」の回答が得られています。
- 地域での福祉活動・福祉施策への期待について、「高齢者や障がい者が集える場の整備」、「民生委員のサポート、協力員の配置（人材不足解消、負担軽減のため）」の回答が得られています。

(3) 大河原町老人クラブ連合会

- 活動上の困りごととして、「コロナ禍で活動できていない」となっています。
- 地域の課題として、活動主体については「地域活動をする人材の不足」、地域住民については、「引きこもり」、「ヤングケアラー」、「8050 問題」、「高齢の親と障がい者世帯」、「災害発生時の移動支援」、「高齢者の集いの場の不足」となっています。
- 行政や社会福祉協議会への期待について、「リーダー研修の実施」、「老人クラブへの町・社協職員の参加・協力」、「活動に対する理解向上のための広報の強化」となっています。
- 地域での福祉活動・福祉施策への期待について、「高齢者は増えているが、老人クラブの参加者、クラブ数が減少しているので、クラブの発展を支援してほしい」との意見が得られています。

(4) 大河原町食生活改善推進員協議会

- 活動上の課題について、「参加者の減少、固定化」、「スタッフの不足」、「活動内容のマンネリ化」となっています。
- 福祉サービスや支援を必要とする人を把握するための取り組みとして、ボランティア団体では「毎月1回、誰でも予約なしで参加できる茶話会」を開催しています。なお、この取り組みは、「支援が必要な人に必要なサービスを届けるために必要なこと」としても考えられています。また、食生活改善推進員では「高齢者向け講演会」、「親子向けの講演会と家庭訪問」を実施しています。
- 地域における課題について、「地域活動の人材不足」、「不登校」、「災害発生時の避難支援」となっています。
- 地域福祉活動の活性化に必要なことについて、「学校教育による啓発活動」、「地域住民の相談を包括的に受け止める場の設置」、「様々な機関が協働できる体制づくり」となっています。
- 地域での福祉活動・福祉施策への期待について、「課題解決につながる内容の講演会」の回答が得られています。

5 地域福祉の推進に向けて求められる課題の整理

(1) 地域の住民、支援が必要な住民に関する課題

- 高齢者数が年々増加しており、住民の4人に1人が高齢者となっています。その一方で、現役世代、年少人口の減少が続いており、地域の活性化や、将来の地域を担う人材のさらなる不足が懸念されます。
- 中高年での一人暮らしが各年齢層で1割以上みられます。また、後期高齢者の3割以上が高齢者夫婦のみの世帯となっています。これらの世帯・住民に対して日常的な地域のつながりを確保することで、課題の潜在化を防ぎ、課題の早期発見・早期解決につなげる必要があります。
- 障がい者や外国人など、支援が必要な住民が増えています。現在、認知症高齢者数は横ばい傾向となっていますが、今後、後期高齢者の増加とともに、認知症高齢者が増加する可能性があります。
- 子どもの人数は減少が続いていますが、児童虐待の認知件数は増えています。また、高齢者への虐待が毎年把握されているほか、障がい者への虐待も令和元年度以降毎年把握されています。年々、虐待に対する関心・認識が高まっており、問題の早期発見・早期解決につながりやすい状況が進んできています。
- 自死者数は、平成30年度以降減りつつありますが、毎年1人以上の自死がみられません。今後も、多様なアプローチで自死者数の減少に向けた取り組みが必要です。

(2) 地域での助け合い・活動に関する課題

- ボランティア団体登録数は、令和元年度までは増加が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により活動の制約を受けた令和3年度には減少しています。
- 近所づきあいの満足度が高いほど、居住地域の暮らしやすさを感じる人の割合が高くなることから、近所づきあい、人と人とのつながりに効果を認識していただく必要があります。
- 地域の暮らしやすさを感じている人は、近所づきあいや助け合いの必要性を感じている人が多く、暮らしにくさを感じている人は外出の支援や行政サービスの充実など、公的な支援を求める意見が多くみられます。この傾向は、災害時に必要な取り組みにおいても、同様な傾向がみられます。今後は、地域でできること、行政がすべきことを確認し合いながら、暮らしやすい地域づくりに向けた議論が必要です。
また、暮らしにくさを感じている人は、相談相手が少なく、誰にも相談しない、又は、どこに相談したらいいかわからない人もみられます。今後は、困りごとの相談先をわかりやすく発信すること、相談に真摯に対応し、解決につなげることを進めるための体制づくり、連携体制の充実が必要です。
- 福祉への関心が高い人ほど、地域活動への参加意向は高い傾向がみられます。その一方で、関心が高い人でも、半数近くがボランティア活動への参加経験はみられません。より多くの住民に地域活動やボランティア活動に参加していただけるような支援、情報発信の方法の検討が必要です。
- 現役世代が減少していることから、元気な高齢者に地域活動等に参加していただく

ための仕組みづくりが必要です。

- 災害発生時に、居住歴が短い人ほど避難場所を知らない人が多くみられます。今後、地域の中で、日常、緊急時ともに地域の状況を把握できるような関係づくりが必要です。また、災害時に必要な取り組みについて、近所づきあいが多く人ほど隣近所の助け合いの意識が高く、近所づきあいが少ない人では行政に期待する意見が多くみられます。

(3) 地域を支える支援体制に関する課題

- 地域での活動主体では、人材不足を課題にあげる団体が多くみられます。長期的にみても、若者・現役世代の参加者が少なく、長期的な活動、緊急時の活動、ともに支障が出てきています。今後は、地域活動の必要性の広報、人材の確保・育成を進めていく必要があります。
- 困りごとを抱えた人が気軽に集える場の設置・運営が期待されます。「相談」をしづらい人でも「世間話」から信頼関係を気づき、課題の把握・解決につなげる仕組みの構築が必要です。
- 福祉分野では、これまでも多くの施策・事業を行い、サービスも展開されていますが、その情報が必要な住民に伝わっていない可能性があります。今後は、多くの人に情報を的確に伝える多面的な行動手段の検討が必要です。
- 地域で活動している専門職や団体、事業者等と町を中心とした行政機関との連携体制を充実させ、課題の速やかな把握、本人だけではなく家族も含めた支援のための連携体制の構築・充実が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

現在、町では長期総合計画の後期基本計画（令和6年度～令和11年度）において、「心身と社会が健康で幸福な状態が継続する」とした『Well-being なまちづくり』をコンセプトに計画を推進することとしています。

『Well-being』は、「幸福」や「身体的・精神的・社会的に『良い状態』を表す」等の定義があります。（第1回 Well-being に関する関係府省庁連絡会議（2021年7月30日））

本計画では、『Well-being』の定義の中にある「良い状態」を創るための「地域福祉の仕組みづくり」を目指すものとします。

なお、本町における地域福祉計画は本計画からスタートします。そのため、地域福祉の取り組みを進めるための仕組みを作り上げていけるよう、以下の通り基本理念を掲げ、「地域住民の参加」と「行政機関・事業者等による支援」を組み合わせた取り組みを進めるものとします。

「参加」と「支援」を組み合わせた、地域福祉の仕組みづくり

「参加」の促進に向けて

可能な範囲で参加し、
お互いに支え合う
地域づくり

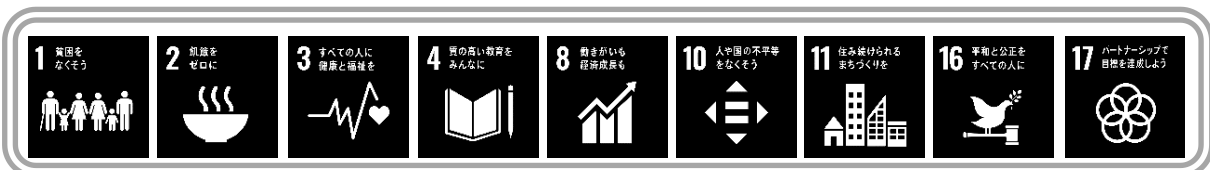
地域住民が地域をよく知り、地域活動に参加し、お互いに助け合い・支え合いの地域づくりを進めます。

「支援」の充実に向けて

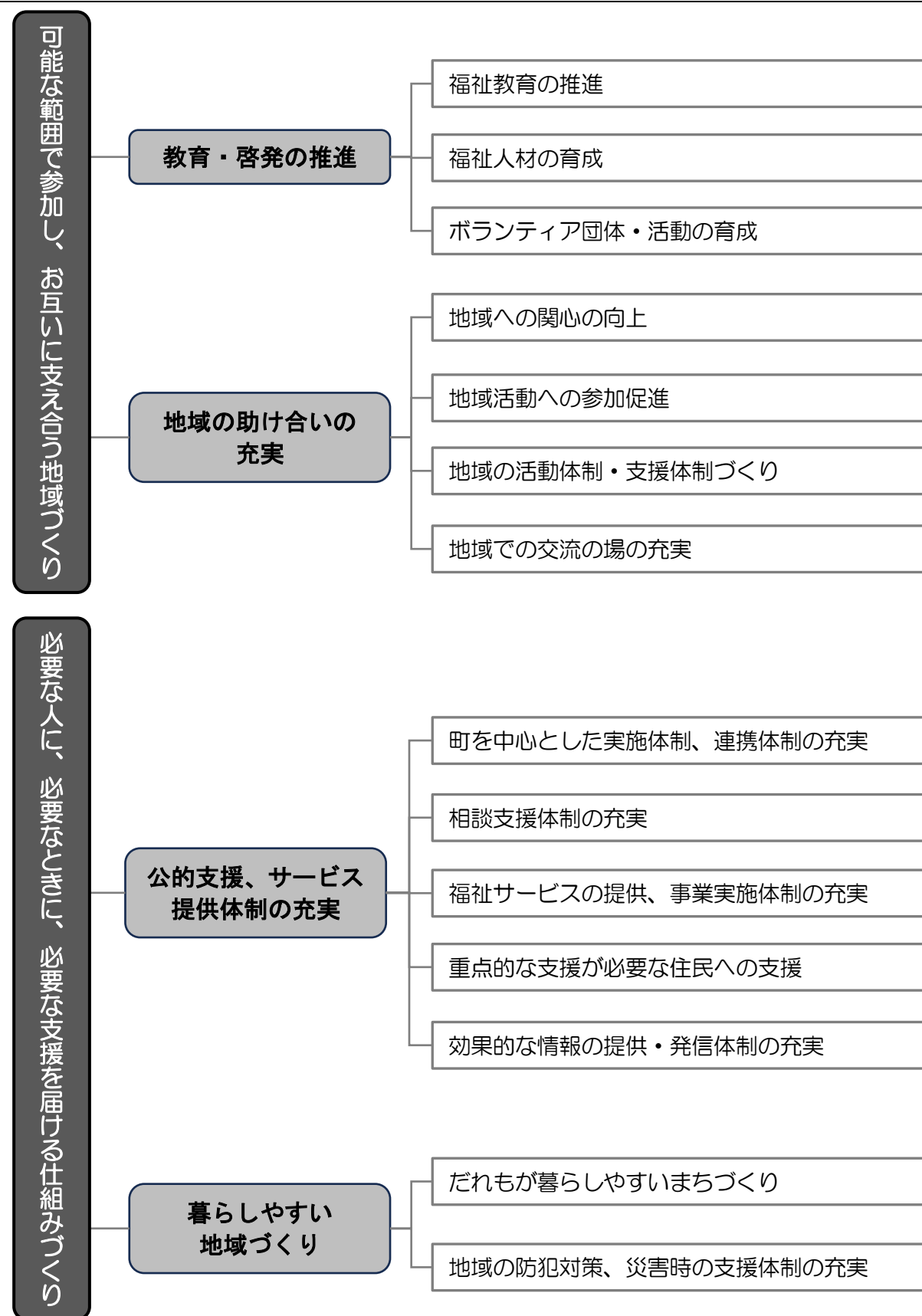
必要な人に、必要なときに、
必要な支援を届ける
仕組みづくり

支援を必要とするあらゆる人に対して、必要な支援を届ける行政、事業者、地域社会等による仕組みづくりを進めます。

「第6次大河原町長期総合計画 後期基本計画」（案）において掲げられているSDGs（持続可能な開発目標）のうち、本計画に関連する分野は以下のとおりです。



2 施策体系



3 「地域福祉」を進めるための「福祉圏域」の設定

「地域福祉」を進めるために、活動の主体や内容によって、活動する範囲・対象が異なります。

本計画では、地域福祉に必要な取り組みや仕組みづくりをより効果的に展開するため、以下の3層の福祉圏域を設定します。

地域福祉活動では、町の取り組みによって確認される課題ばかりではなく、地域に生活する住民にしか見えない課題や、状況に応じて表面化していない課題に取り組むこともあります。こうした地域の生活課題に対しては、地域の住民が共通の認識を持って、人と人とのつながりと支え合いを基本として解決することを目指す必要があります。

今後、地域活動を行う単位として、活動内容や対象に応じて以下の4種類の福祉圏域を設定し、各地域の特徴に応じて、人材や活動拠点など、地域福祉活動に必要な環境を整備することが必要です。



4 活動主体の役割

地域福祉を進めるに当たって、住民をはじめ地域社会や社会福祉協議会、行政機関など、多様な主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら、一体となって地域福祉に取り組んでいくことが必要です。

そこで、地域福祉の担い手として「住民」「地域」「社会福祉協議会」「町（行政機関）」の役割を以下のとおり整理します。

（１）住民

住民は、自分自身や家族の困りごとを最小限に抑え地域で生活し、必要に応じて「支援を求める」こともできますが、状況によっては「支援を行う」主体になります。住民一人ひとりが、地域福祉の担い手として自覚し、地域社会を支える人材として積極的に地域活動に参加することが期待されます。

（２）地域

住民が主体的に地域活動に参加するための基盤が地域であり、主に居住している行政区を基本的な単位とします。地域住民が地域の課題を認識し、その解決に向けて主体的に関わり、支え合う地域を作り上げていく役割を担っています。

今後、支え合いの仕組みを充実させ、住みよい地域づくりの担い手としての役割が期待されます。

（３）社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域における支え合い・助け合いや、ボランティア活動などを中心に、地域福祉活動の支援や活性化を目指す活動主体としての役割を担っています。

今後、アフターコロナにおける地域活動の再開や、これまで関心を持っていなかった住民への活動の周知、災害時の災害ボランティアセンターの開設・運営など、「共助」の担い手としての中心的な役割が期待されます。

（４）町（行政機関）

町では、庁内各課の連携により、地域福祉施策を計画的に推進し、公助の中心的な機関としての役割を果たすとともに、住民、地域、ボランティア団体、事業者、関係機関等との連携の充実、施策の推進を図ります。

また、社会福祉協議会と地域福祉を推進する様々な活動団体等を積極的に支援する役割を担う必要があり、必要な施策・事業を連携・協働して推進していきます。

第4章 施策の展開

1 教育・啓発の推進

(1) 福祉教育の推進

①福祉意識に関する情報の発信

地域福祉に関する情報の広報・啓発を行い、地域の中での助け合いの必要性について、理解を深めていきます。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会と連携し、行事・イベントや地域活動の際に、町広報紙や本計画の概要版等を活用して、参加者への地域福祉活動の情報発信や参加意識の向上に取り組みます。○定期的に住民や福祉関係団体に対してアンケート調査を行い、地域福祉に対する意識や活動状況を把握します。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none">○町広報紙や社協だより、ホームページで福祉や地域活動についての情報を収集し、家族や知人と話し合ってみましょう。○身近に様子が変わったり、困った様子が感じられる人がいたら、声をかけて困りごとを聞いてみましょう。○身近な地域に、どんな人が住んでいるか、どのような困りごとが考えられるか、考えてみましょう。○「地域で困りごとを抱えている人」はどのような人か、考えてみましょう。

②福祉教育の実施

地域や学校において、活動団体や福祉事業者等と連携し、講座や講習会の開催、福祉教育を実施します。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会や教育委員会と連携し、福祉教育の内容を検討・改善します。○幼少期から社会人になるまで、成長や社会的役割に応じた福祉教育を検討します。○福祉意識の向上に向けた、住民向けの講習会等を開催します。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none">○子どもが学校で学んだ福祉教育の内容を、家族で話し合みましょう。○福祉を学ぶ講座や講習会を知ったときは、可能な範囲で参加しましょう。また、知人を誘って参加しましょう。○福祉教育の充実のため、子ども、学校と地域が連携して学ぶ仕組みを作りましょう。

③支援が必要な方への理解・配慮の促進

病気や障がい、認知症、要介護、妊産婦、子ども連れ等困りごとを抱えている人への理解を深め、現在または将来、地域で暮らす全ての人が地域での助け合い・支え合いの関係を構築できるよう、普及啓発に取り組みます。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○配慮やケア、支援が必要な住民に対しての対応について、定期的に研修等を行い、職員の意識向上を図ります。 ○様々な困りごとについて理解を深めていただくよう、その内容や配慮、相談窓口等について、周知を図ります。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○病気や障がい、認知症、要介護、妊産婦、子ども連れ等に関する正しい情報を身につけましょう。 ○病気や障がいのある人が、相談しやすい環境を作れるよう、地域での助け合い・支え合いの雰囲気づくりに取り組みましょう。 ○公共の場でヘルプマークやマタニティマークを付けている人がいたら、できる範囲で手助けをしましょう。

(2) 福祉人材の育成

①地域の中での担い手の育成

地域住民に対して、活用できる活動事例の紹介や研修等を実施し、地域活動を担う人材やボランティアの育成を図ります。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○他自治体で実施している先進事例を収集し、社会福祉協議会が住民向けに実施する講座や研修会に活用します。 ○地域のリーダーやボランティア人材の育成に向けて、地域社会や地域共生社会の考え方を学べる講座や研修会に活用します。 ○社会福祉協議会と連携し、地域の課題を行政の支援につなげる人材の確保・育成に努めます。 ○地域の福祉ニーズの変化に対応でき、支援の連携につなげられるよう、職員の育成や社会福祉協議会との連携強化を図ります。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会やボランティア団体等が主催する、福祉に関する講習会や研修会に参加しましょう。 ○可能な範囲で、ボランティア活動に参加しましょう。 ○お住まいの地域で活動している行政区やボランティア団体等の活動団体に参加しましょう。

(3) ボランティア団体・活動の育成

① ボランティア活動の支援

ボランティア団体など各福祉関係団体への情報提供の充実や広報等による活動内容の周知を図ります。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動についての広報活動や人材育成の支援を図ります。 ○ボランティアセンターの運営を支援します。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域で活動するボランティアの活動内容を知り、参加したいボランティア活動を見つけ、積極的に参加しましょう。 ○社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターを活用して、ボランティア活動の情報を入手しましょう。
ボランティア団体に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○希望する人誰もが、ボランティア活動に参加しやすい雰囲気づくりに努めましょう。 ○地域行事や町内で実施している行事等への参加を通じて、ボランティア活動の内容を発信しましょう。

② 見守り活動の推進

地域のつながりを強化し、日頃から支え合い助け合える地域とするため、地域での見守り活動を強化します。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や社会福祉協議会、福祉事業者等と連携し、支援を必要とする住民の把握に努め、各種事業の実施を図ります。 ○各種事業を活用し、高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児のいる世帯を中心に、地域で生活している住民の見守り活動を支援します。 ○認知症サポーターやゲートキーパー等、地域で活動する福祉人材の養成に取り組みます。 ○庁内関係課等と連携し、日常的な見守り活動の仕組みの構築を検討します。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の登下校時に、見守り活動を行いましょう。 ○ひとり暮らしや認知症など、見守りを必要とする高齢者に対して、日常的な見守り活動を行いましょう。 ○身近な地域（隣近所）で異変を感じたら、警察や町、民生委員・児童委員等に連絡しましょう。 ○隣近所同士でのあいさつやコミュニケーションを大切にし、継続的に実践しましょう。 ○隣近所同士で地域の行事や活動への参加を呼びかけましょう。

◎「地域で困りごとを抱えている人」はどんな人？

本計画の支援対象は、簡単な言葉で表すと、「地域で困りごとを抱えている人」です。

「地域で困りごとを抱えている人」はどんな人か、多くの人に考えていただきたい問題です。

例えば…

- ひとり暮らしの高齢者
- 寝たきりの高齢者
- 障がい者
- 子育て中の親
- ひとり親世帯の親子
- 妊娠中の人
- 高齢者や障がい者を介護している家族
- 電球の取り換え、ごみ出しなどちょっとした生活支援が必要な人
- 自力で買物に行けない人（買物弱者）
- 自力で公共交通機関を利用できない人
- 近所とのつきあいがなく、孤立している人
- 自宅に引きこもっている人、外出を怖がる人
- 虐待を受けている人（高齢者や子ども等）
- いじめを受けている人、過去に受けていた人
- DVの被害を受けている人
- うつの人
- 不登校の児童・生徒
- 多額の借金を負っている人
- 経済的に困窮している家庭の子ども
- 失業による生活困窮者
- 自殺者の家族・親族（自死遺族）
- ギャンブルやゲームの依存症の人
- アルコールや薬物の依存症の人
- 他人とのコミュニケーションが苦手な人
- 頻繁にクレーム、文句を言う人
- ごみ屋敷の住人
- 犯罪加害者の家族
- 犯罪被害者及びその家族
- 刑務所を出所した人（元受刑者）
- 外国籍・日本語のわからない人

2 地域の助け合いの充実

(1) 地域への関心の向上

①健康づくり活動の継続と強化

健康教室の開催等により、住民が自主的・継続的に取り組むことができる健康づくり活動を推進します。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査やがん検診等の受診、健康教室や介護予防教室等への参加促進に向けた広報・啓発を図ります。 ○健康づくりや介護予防に関する講演会やイベントを開催します。 ○地域での自主的な健康づくりを実施し、継続できるよう、健康教室等の運営支援を図ります。 ○メンタルヘルス対策に関する情報の周知・啓発に努めます。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の健康状態や変化を知るため、定期的に健康診査やがん検診等を受診しましょう。 ○定期的に、健康教室や介護予防教室等に参加し、健康を意識しましょう。 ○健康教室や介護予防教室に参加するときは、隣近所の人を誘い、地域全体で健康づくりに取り組みましょう。 ○高齢の方は、老人クラブを中心とした地域活動に参加し、継続しましょう。

②多様な活動・社会参加の場の充実

社会参加やスポーツ等の住民の自主活動の機会を増やすことで、住民の活気ある生活の維持・向上を図ります。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会と連携して、地域で実施する生涯学習やスポーツに関するイベントの実施、運営を支援します。 ○高齢者と児童など、世代間交流の促進を図ります。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習に関する講演会や研修会、行政区の行事、地域活動に参加しましょう。 ○スポーツやレクリエーションに取り組み、心と体の健康づくりに努めましょう。 ○趣味や行事等を通じて、仲間づくりに努めましょう。 ○シルバー人材センターに登録し、得意分野を通じて社会参加に取り組みましょう。

(2) 地域活動への参加促進

①地域での交流の促進

地域で集う場や機会を確保することで、地域での交流を促進し、誰もが地域で楽しく生活できる地域づくりに取り組みます。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設や空き家を活用し、地域住民が自由に集まれる拠点の整備を検討します。 ○地域での行事やイベントの周知・実施場所の提供を行います。 ○町の現状や福祉に関する地域ごとの取り組み状況について、行政区長や民生委員・児童委員と共有する機会を設けます。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所とのあいさつなど、普段から地域の中で、住民同士の交流を深めていきましょう。 ○地域の行事やイベントに積極的に参加しましょう。 ○地域で行事やイベントを実施するときは、誰でも参加しやすくなるよう、雰囲気・環境づくりに努めましょう。 ○異なる世代の地域住民との交流に努めましょう。

②つながって生きることの推進

生きづらさを抱えている方や地域で孤立しやすい方との対話や関係性、絆を通じた経験や感動を共有し、つながり、支え合う環境のための絆・居場所づくりに取り組みます。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や地域において、命や人権、尊厳の大切さを学ぶ機会を設け、自己肯定感や人命尊重等の意識醸成を図ります。 ○当事者団体や家族の会など、自主的に活動するグループの活動を支援します。 ○町内各地で居場所づくりを進められるよう、支援体制の整備を図ります。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○不安や不満が続くときは、一人で抱え込まずに身近な人や、必要に応じて専門機関に相談しましょう。 ○一人ひとりに個性があることを常に意識し、お互いの個性を尊重しましょう。 ○命の大切さを意識し、学ぶ機会があれば参加しましょう。 ○子ども食堂や認知症カフェなど、地域で活動している支援活動に関心を持ち、可能な範囲で支援に参加しましょう。

(3) 地域の活動体制・支援体制づくり

①複合化した課題に対応する体制の構築

複合化した課題や制度の狭間となる課題について、様々な分野との連携体制や地域課題の把握・分析により、課題の解決を図ります。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○住民一人ひとりの状況に応じた生活支援ができるよう、庁内外の関係機関、団体、事業者等と連携し、支援体制の構築・充実を行います。 ○多様な地域課題に対応するため、福祉以外の関係機関・団体等との連携を充実します。 ○民生委員・児童委員や関係機関と連携し、地域で困難を抱えながら生活している住民の把握・分析に努め、課題の解消に向けた支援体制の構築・充実を図ります。 ○地域での課題解消を強化するため、生活支援体制整備事業を推進します。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ゴミ出しや買い物など、隣近所の人に会ったら、声をかけあうなど、地域との付き合いを深めるように努めましょう。 ○地域課題の解決に向けて、町や社会福祉協議会等との連携体制づくりに努めましょう。

②関係機関との連携体制の強化

各種福祉活動団体や関係機関の連携を強化することで、地域での課題解決に向けた体制づくりに取り組みます。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の自主的な地域活動を支援し、地域活動の活性化、参加促進に向けて、意識醸成を図ります。 ○地域で活動する団体や福祉施設等が交流できるよう、活動の支援に努めます。 ○社会福祉協議会と連携し、地域で活動する団体と福祉施設等が交流できる場所や機会を設けます。 ○福祉以外の関係機関・団体等との連携を基に、地域福祉活動の支援を充実します。 ○社会福祉協議会の体制充実・強化や事業の充実・推進等を支援するとともに、相互の役割を明確にし、円滑な活動に向けた体制整備に努めます。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で活動する団体同士で交流を図り、地域の情報や関連分野の情報を共有しましょう。 ○所属・参加している団体の活動内容を情報発信しましょう。 ○社会福祉協議会や町とのつながりを充実していきましょう。

(4) 地域での交流の場の充実

①「居場所」づくりの充実

認知症や障がい、生活困窮等の同じ悩みを抱えている住民同士が交流する場として、また、幅広い年齢層の方が気兼ねなく集える場として、町内の各地域に集いの場やサロン等の「居場所」づくりを進め、交流機会の確保や運営、新規立ち上げを支援します。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○地域での自主的な「居場所」の新規立ち上げ、運営、交流を支援します。○町広報紙やホームページ等を活用して、「居場所」の情報を発信し、新規立ち上げや参加を呼びかけます。○「居場所」の活動の充実に向けて、運営者へ情報提供や運営・活動支援を行います。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none">○認知症高齢者や障がい者の家族、生活困窮世帯の方をみかけたら、同じ悩みを抱えている方が集まる「居場所」を紹介しましょう。○多世代の方を対象にした「居場所」の実施を知ったときは、隣近所の方に参加を呼びかけましょう。○交流の場や集いの場を運営する方は、多くの方が参加できる企画や運営方法を考えましょう。○「居場所」づくりに興味を持った方は、隣近所の住民と話し合い、社会福祉協議会に相談しましょう。○「居場所」は、日常生活での悩みや課題の情報交換の場として、また、同じ悩みを抱える人同士の交流の場として活用しましょう。

3 公的支援、サービス提供体制の充実

(1) 町を中心とした実施体制、連携体制の充実

支援を必要とする住民への支援体制の充実を図ります。

また、福祉担当課のみで支援が困難なケースに対して、関係機関や事業者、地域と連携して取り組む必要があるため、多様なケース、複合的な問題を抱えたケースに対応できるよう、体制の充実を図ります。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○多様なケース、複合的なケースに対応できるよう、庁内外の関係機関・団体・事業者等との連携体制、支援体制の構築、充実を進めます。 ○社会福祉協議会との連携による推進体制、事業の進捗管理体制の確立、充実を進めていきます
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○困りごとを抱えているときは、遠慮なく民生委員・児童委員や町、社会福祉協議会に相談しましょう。 ○困りごとを抱えている人を知ったときは、遠慮なく相談するよう促しましょう。

(2) 相談支援体制の充実

① 包括的相談支援体制の充実

子どもから妊産婦、子育て世帯、働き盛りの方、障がい者（児）、高齢者の方等複合的な多問題を抱えている世帯を「丸ごと」支えていく全世代対応型の相談支援体制を充実し、幅広い課題を一括して支援していく重層的支援体制の整備を進めます。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診や人権相談等、定期的開催している相談の機会において、当事者や家族が抱えている悩みや困りごとを把握し、早期解決につなげます。 ○様々な問題が複合的に抱えている方に対し、庁内関係課、関係機関が連携して支援に取り組めるよう、支援体制の構築、充実に努めます。 ○相談内容の種類に応じて速やかな対応ができるよう、関係機関との連携体制を構築します。 ○要介護や障がい、子育て、生活困窮等の幅広い相談を包括的に対応できる相談体制の充実を図ります。 ○包括的な相談支援体制の充実とともに、重層的支援体制への移行に向けた体制の整備、職員の育成、資質向上を図ります。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○困りごとが発生したときはすぐに相談できるよう、相談先の情報を収集しておきましょう。 ○悩みや不安は一人で抱え込まず、身近な人や専門的な相談機関、町の相談窓口にご相談しましょう。 ○地域での見守りや声掛けを通じて、地域での支援を必要とする方を発見したときは、困りごとの内容を聞き、必要な支援や地域での助け合いにつなげましょう。

<重層的支援体制整備事業計画>

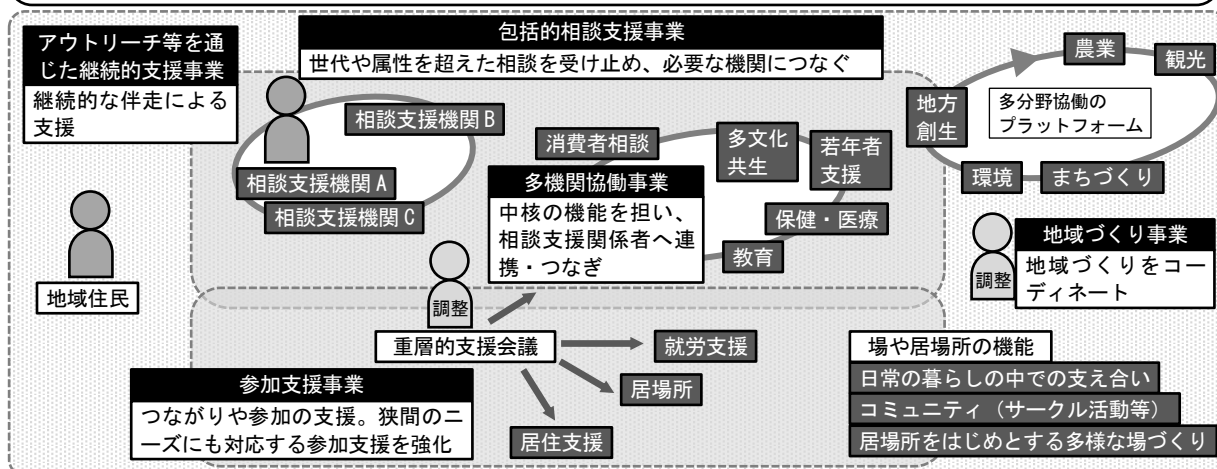
ア 策定の趣旨

重層的支援体制整備事業は社会福祉法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画により「大河原町地域福祉計画」において「第4章 施策の展開 3 公的支援、サービス提供体制の充実」に位置付けるものです。

重層的支援体制整備事業「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」により改正された社会福祉法において、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、事業対象者は地域住民やその世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育等に関する課題や地域社会からの孤立などの地域生活課題を抱えるすべての地域住民とします。

重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典：令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料

イ 重層的支援体制整備の移行準備事業

重層的支援体制整備事業については、令和8年度から実施することとし、令和5年度から7年度までの3年間で重層的支援体制整備の移行準備事業（生活困窮者自立支援法に基づく事業）の期間とし、この期間については下記の事業を実施します。

- ①庁内外関係者・関係機関との連携体制構築の取組
- ②多機関協働の取組
- ③アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- ④参加支援の取組
- ⑤その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取り組み

ウ 重層的支援体制整備事業の具体的な施策等の方針

令和8年度からの重層的支援体制整備事業においては、法第106条の4第2項に掲げる下記の事業を実施します。

なお、第1号及び第3号は既存の事業を活用しさらに充実を図るものです。第2号及び第4号から6号については、移行準備事業から引き続き新規事業として実施します。

第1号 包括的相談支援事業

- ①地域包括支援センターの運営 【介護保険】
- ②障害者相談支援事業 【障がい福祉】
- ③利用者支援事業 【地域子ども・子育て支援】
- ④自立相談支援事業 【生活困窮者自立支援】

第2号 参加支援事業

- ①社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供

第3号 地域づくりに向けた支援事業

- ①一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの【介護保険】
- ②生活支援体制整備事業 【介護保険】
- ③地域活動支援センター事業 【障がい福祉】
- ④地域子育て支援拠点事業 【地域子ども・子育て支援】

第4号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ①訪問等により継続的につながり続ける機能

第5号 多機関協働事業

- ①世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能

第6号 支援プラン策定事業（多機関協働事業と一体的に実施）

②情報提供体制の強化

住民が、自分や地域に必要な情報を入手し、生活や活動に活用できるよう、町広報紙や社協だより、ホームページ等を活用した情報提供の充実、提供方法・内容の見直し、向上に取り組めます。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○町広報紙やホームページ等を活用し、情報発信に努めます。○住民にとって関心が高い内容、必要な内容を随時精査し、発信する情報の内容を更新します。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none">○町広報紙や社協だより、ホームページ等を見て、福祉に関する情報を収集しましょう。○地域の中で、身近な人と福祉の情報や問題を話し合う機会を作りましょう。

(3) 福祉サービスの提供、事業実施体制の充実

①福祉サービスの充実と展開

高齢者や障がい者（児）、子育て家庭等への生活支援や地域全体で支える体制づくりを進めるとともに、既存のサービス提供体制を充実していきます。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○それぞれの状況に応じた支援を行えるよう、庁内の連携体制や支援体制の構築・充実を進めます。 ○社会福祉協議会と連携し、事業の推進体制、進捗管理体制の確立、充実を図ります。 ○対象者を限定せず、住み慣れた地域で生活を継続できる、新たなサービス・支援策を検討します。 ○各種相談機関、医療機関、福祉サービス事業所等と連携し、個別のケースに対応した支援を検討する機会を設け、適切なサービス提供につなげます。 ○地域の医療機関や福祉サービス事業所と町内の企業・事業所が連携し、高齢者や障がい者（児）が社会に参加できる機会を拡充します。 ○各地域の特性や福祉活動の状況を勘案し、重点的に取り組むべき福祉施策の検討を行います。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○困りごとを抱えているときは、遠慮なく民生委員・児童委員や町、社会福祉協議会に相談しましょう。 ○困りごとを抱えている人を知ったときは、遠慮なく相談するよう促しましょう。 ○福祉サービスの内容や利用方法等について、公的な情報を入手し、正しい知識を身につけましょう。 ○地域に必要な福祉サービスを話し合い、町や社会福祉協議会に相談しましょう。

②福祉人材の確保・育成

支援を必要としている住民を支援する専門的な知識・技術を持つ福祉人材の確保育成に取り組めます。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会や福祉サービス事業所の人材の確保育成を支援します。 ○専門職の研修等、技能向上を支援します。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉職に興味を持った方は、専門職への道を考えましょう。 ○福祉に関する資格をお持ちの方は、可能な範囲で、専門職への就職を考えましょう。

(4) 重点的な支援が必要な住民への支援

課題を抱え込みながらも表面化しない人、相談や支援を受け入れたがらない人の実態把握に努めるとともに、状況に応じて関係機関との協議、連携により、積極的な介入（アウトリーチ）の取り組みを推進します。

また、個別の福祉制度に該当せず狭間に位置する住民を漏らさず支援できるよう、庁内や関係機関等の連携による、情報共有、支援体制の充実を図ります。

①生活困窮者等の把握と支援

住民に身近な窓口である町では、宮城県と連携し生活困窮者や生活保護に関する情報、引きこもりの方の情報、そこに至るまでの背景・経過を把握し、関係機関と連携した支援体制の構築に取り組みます。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○潜在的な課題、地域住民とのつながりの課題を抱えている人を把握し、必要な支援につなげます。○支援を必要とする人が適切に支援を受けられるよう、庁内、社会福祉協議会、関係機関等と連携し、適切な制度運用を推進します。○困っている状況を遠慮なく町や社会福祉協議会に相談するよう、啓発に努めます。○事業実施体制の充実、支援メニューの拡充を図るとともに、相談者の自立につながるような支援の実施に努めます。○課題の状況に応じて、積極的な介入を行えるよう体制・制度の整備を進めます。○本人や家族の心身や経済的な状況に応じて、長期的な対応を視野に入れながら、伴走する支援に努めます。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none">○生活に困窮している人に気づいたら、民生委員・児童委員や町、社会福祉協議会、専門的な窓口にご相談しましょう。○経済的、精神的に困っていると感じたら、家庭内で抱え込まずに、身近な人や民生委員・児童委員、町、社会福祉協議会、専門的な窓口にご相談しましょう。

②罪を犯した人や被害にあった方の自立支援

罪を犯した人や被害にあった方が地域で孤立することなく、かつ社会復帰し自立した生活を送れるよう、当事者の状況把握や支援体制の構築に取り組みます。

また、性別による権利侵害やDV等、いじめ等の暴力からの保護と自立支援が円滑に図られるように取り組みます。

※再犯防止に関する取り組みは、「第2部 大河原町再犯防止推進計画」において、別途記載。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と協力し、DV、いじめ等、精神的、肉体的を含むあらゆる暴力の防止に向けた取り組みを行います。 ○人権相談、行政相談、生活相談、配偶者暴力相談、いじめ相談など、専門相談窓口の開設及び周知・対応を図ります。 ○被害者に対して、本人の状況に応じて関係機関と連携して支援します。 ○元受刑者やその家族が、社会的な孤立をしていることを把握したときは、その状況に応じて社会福祉協議会や関係機関等と連携し、支援に取り組みます。 ○再犯防止を進めるため、町の現状、必要な支援対策を把握しながら、関連施策（再犯防止対策）の検討を進めます。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の権利侵害やDV、いじめについての正しい知識を持ちましょう。 ○権利侵害やDV、いじめは「暴力」であることを知り、身近な人と知識・意識を共有しましょう。 ○DV等の暴力を受けている場合は、一人で抱え込まず、警察や町の相談窓口にご相談しましょう。 ○犯罪を防止するため、地域住民が協力し合いましょう。

③権利擁護の推進

誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送るという当たり前の権利を守ること、認知症や精神障がい等、自分での判断や権利の行使に課題を抱える人であっても、財産を守り、安心して必要なサービスを利用できるよう、各種制度の普及・啓発、利用促進に取り組みます。

※権利擁護のうち、成年後見制度利用促進に関する取り組みは、「第3部 大河原町成年後見制度利用促進基本計画」において、別途記載。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護に関する普及啓発、権利侵害の予防や早期発見に努めるとともに、専門的な相談対応、支援を行います。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民同士が、お互いの存在を認め合い、尊重しましょう。 ○成年後見制度や日常生活自立支援制度等に関する理解を深め、必要に応じて活用しましょう。

④虐待の予防と早期対応

子どもや障がい者（児）、高齢者などへの虐待予防に取り組み、虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○住民に子どもや高齢者、障がい者（児）などへの虐待について、正確な知識を持っていただくよう、町広報紙やホームページ等を活用し、周知を図ります。○学校や保育所、福祉サービス事業者等と連携し、虐待の早期発見・早期対策を図ります。○虐待等に関する相談窓口の周知、支援体制、関係機関との連携体制の充実を図ります。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none">○虐待についての正しい知識を持ちましょう。○身近な地域で虐待が行われていると感じたときは、町や民生委員・児童委員、児童相談所、警察に相談しましょう。○虐待を受けていることに気づいたら、一人で抱え込まず、信頼できる人や専門の相談窓口にご相談しましょう。

⑤就労支援の推進

高齢や障がい、病気等により就労に困難を抱える人が適切な仕事に就くことができるよう、関係機関と連携し、就労支援を行います。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○就労支援に関する制度や相談窓口の周知を図ります。○ハローワークや関係機関と連携し、本人の特性に応じた高齢者や障がい者等の就労を支援します。○宮城県が推進する「みやぎ農福連携推進ネットワーク」の活用を検討します。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none">○自身や家族の状況に適した、就労に関する支援制度や相談窓口の状況を収集しましょう。○就労に向けて、相談機関やハローワークに行きましょう。

みやぎ農福連携推進ネットワークの目的、取り組み内容等について

<p>1 目的 農福連携の定着と発展に向けて、宮城県内の農福連携に取り組む事業者や各種支援団体、自治体等が連携し、課題解決や新たなマッチングを創出するため、みやぎ農福連携推進ネットワークを設置します。</p> <p>2 ネットワークの取り組み ①農福連携に係る構成員同士の情報交換・共有（会議・意見交換会の開催等） ②農福連携に係る調査・研究（現地視察会の開催等） ③農福連携に関する情報収集 ④メールによる情報提供等</p> <p>3 ネットワークの構成員 農福連携に取り組む事業者のみならず、行政や各種支援団体などを含め、広く構成員とすることとしております。 ●農福連携に取り組んでいる農業者及び福祉関係事業者 ●各種専門家 ●農福連携に関心のある農業者及び福祉関係事業者 ●国、市町村、県関係機関 ●農業及び福祉関係の各支援団体</p>
--

<p><令和5年度の取組内容> ①セミナー・ネットワーク会議等の開催 農業と福祉との相互理解を深めることを目的として、農福連携の事例紹介や現地研修を行います。（令和6年1月・2月予定） ②農福マルシェの開催 百貨店で、農福連携により生産された農産加工品等の販売会を行います。（令和5年11月、12月予定） ③現地視察研修会の開催 農福連携の理解をより深めるため、実際に農福連携に取り組む農業者の現場を視察します。（令和5年12月予定） ④マッチングの支援 専門家の派遣を行っています。マッチング支援を希望する場合は、別途農業振興課までお問い合わせください。</p>

宮城県農政部農業振興課 案内チラシより

(5) 効果的な情報の提供・発信体制の充実

多くの住民が公平に情報にアクセスでき、年齢や障がいの有無や使用している言語に関わらず、必要な情報を収集できるよう、情報の提供や発信体制の充実を図ります。

町が取り組むこと	<p>○多くの住民が福祉情報を入手しやすくなるよう、町広報紙やホームページのほか、多様な情報の発信方法を検討します。</p> <p>○障がい者（児）や外国人にも伝わりやすい情報の発信・伝達等方法を検討します。</p>
住民・地域に取り組んでいただくこと	<p>○町や社会福祉協議会、その他公的機関や専門機関がホームページやSNS、広報誌等で発信している各種情報について、積極的に収集しましょう。</p> <p>○情報の収集方法は、スマートフォンやパソコン等、時代の変化に合わせて多様化しているため、自分に適した方法で情報収集を行いましょう。</p> <p>○収集した情報は、身近に必要とする人がいれば、共有しましょう。</p> <p>○身近に支援やサービスを必要とする人がいる場合は、知っている情報を伝えましょう。</p>

4 暮らしやすい地域づくり

(1) だれもが暮らしやすいまちづくり

①暮らしやすい住宅・地域の整備

居住に困難を抱える人への住まいの確保と誰もが利用しやすい公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めます。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世帯や障がい者（児）、高齢者等、それぞれの状況に応じた住宅の改修やバリアフリー化を支援し、制度・サービスの情報提供を行います。 ○町や各地区の公共施設、コミュニティ施設、道路・公園等について、だれでも利用しやすくなるよう、バリアフリー化を進めます。 ○バリアフリー化を行った施設等について、地図情報にまとめ、住民に情報を提供します。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○身体機能や希望する生活に合うように、現在お住まいの住宅の改修、バリアフリー化を進めましょう。 ○バリアフリーやユニバーサルデザインについての知識を深めましょう。 ○外出時や公共施設、店舗等で支援が必要な人を見かけたら、可能な範囲で支援しましょう。

②交通・移動手段の整備

外出の妨げとなる交通や移動手段について支援を行うとともに、道路などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めます。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○デマンドタクシー等の外出・移動の方法について、関係機関と連携し、移動手段の確保に取り組みます。 ○外出支援について、高齢者や障がい者（児）等の状況に応じて必要な支援を行います。 ○歩道は誰もが通行しやすいように、段差解消に努めます。また、視覚障がい者に配慮した視覚障害者誘導用ブロック等は必要に応じて設置を検討します。さらに、通行の障害となっている広告物の撤去や改善についての指導を強化します。 ○「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」を住民や事業者に周知します。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○道路や公共交通など、多くの人が利用する施設において、お互いに快適に利用できるよう心がけましょう。 ○地域の危険個所や安全施設の破損を見かけたときは、町や警察に連絡しましょう。 ○点字ブロックや歩道等に、通行の障害になる物を置かないようにしましょう。

宮城県ゆずりあい駐車場利用制度について

「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」は、公共施設や商業施設などの障がい者等用駐車区画について対象者の方以外の不適正な利用の抑止を図るために、歩行が困難な障がい者の方などに障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。

対象となる駐車区画を利用する際には、車内に利用証を掲示します。

利用対象者は、身体障がい者や要介護認定者、妊産婦、けが等で歩行が困難な方です。

宮城県保健福祉部社会福祉課 制度概要チラシより

(2) 地域の防犯対策、災害時の支援体制の充実

①地域の防災力の向上

各地域における自主防災組織の育成に努めるとともに、防災訓練等を通じて、住民の防災意識の向上を図ります。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の避難所や避難方法等について、町ホームページ等を活用して周知します。 ○地域の自主防災組織に対して、組織の運営や研修会の開催等、活動を支援します。 ○避難行動要支援者名簿を管理運営し、避難時に支援が必要な住民を把握します。 ○災害発生に備え、平時から関係機関との連携に努めます。 ○災害時に、住民に対して町ホームページ等により、避難情報等を公表します。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から防災への意識を持ち、避難所の確認、食料の備蓄や非常持出し袋などの準備をしておきましょう。 ○避難所の場所がわからない方は、町の「防災マップ」で確認しましょう。 ○地域の防災訓練に参加しましょう。 ○災害時、要介護や障がい等で自力での避難に自信がない方、避難が困難な方は、町に避難行動要支援者の登録を検討しましょう。 ○災害時、避難をするときは、隣近所で助け合いましょう。

②地域の防犯体制の強化

地域でのパトロールや警察との連携とともに、犯罪の発生を把握したときは犯罪情報を公表することにより、地域の防犯意識、防犯行動の促進を図ります。

町が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の関係機関と連携し、防犯に関する情報の共有を図ります。 ○防犯に効果のある機器（特殊詐欺対策機能が付いた電話機等）の購入について、助成制度を周知し、被害の防止を図ります。 ○消費生活相談員による相談窓口において相談対応を行います。また、町広報紙やパンフレット等を活用して周知を図ります。
住民・地域に取り組んでいただくこと	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや高齢者、女性等が犯罪の被害にあわないよう、声かけに取り組みましょう。 ○消費者トラブルや特殊詐欺にあわないよう、地域で情報を収集したり、発生した犯罪の情報を共有し、意識を高めましょう。 ○定期的な交通安全活動や見守り活動に参加しましょう。 ○自家用車の運転に不安を感じる、または、周囲から運転をやめるよう促されたときは、運転免許証の返納を検討しましょう。

第2部 大河原町再犯防止推進計画

1 地域福祉計画の基礎的事項

(1) 計画策定の背景

平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、市町村における「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）の策定が努力義務とされるとともに、地域福祉との一体的な展開が求められています。

犯罪や非行をした人は、安定した就労や住まいの確保が難しい、薬物やアルコール等の依存症を抱えている、身寄りがないなど、さまざまな課題を抱えているケースがあります。

そのような状況の中で犯罪や非行から立ち直ろうとしても、仕事や住まいを確保できず経済的に不安定な生活に陥ってしまう、地域社会から孤立してしまう、情報が得られず適切な支援につなげられないなどの理由から、再犯に至る人も少なくありません。

本町においても、「大河原町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪や非行をした人の地域での生活と社会復帰を支え、住民が犯罪の被害に遭うことことを防ぎ、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

このことは、「大河原町地域福祉計画」が目指す地域共生の実現とも共通する方向性であることから、本計画と一体的に策定することとしました。

(2) 「再犯防止推進計画」とは

- 「再犯防止推進計画」は、平成 28 年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、国が策定する「再犯防止推進計画」と地方自治体が策定する「地方再犯防止推進計画」が規定されています。
- 国は、平成 29 年 12 月に「再犯防止推進計画」（第一次）を閣議決定し、令和 5 年 3 月には第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定しました。第二次再犯防止推進計画には、7つの重点課題について、96 の具体的施策が盛り込まれています。
- 宮城県は、令和 2 年 3 月に「宮城県再犯防止推進計画」（以下「県計画」という。）を策定しました。県計画では 7つの重点課題について、37 の具体的施策が盛り込まれています。

(3) 「再犯防止推進計画」の法的な位置付け

- 再犯の防止等の推進に関する法律において、地方自治体が策定する再犯防止推進計画は、以下の通り定められています。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(4) 関連計画との位置付け

- 「大河原町再犯防止推進計画」は、町政の最上位計画である「大河原町長期総合計画」の実現、まちづくりの重要戦略である「大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に向けて、医療・福祉分野計画の一端を担う計画であり、「大河原町地域福祉計画」を最上位計画とし、整合を取りながら策定・運営するものです。

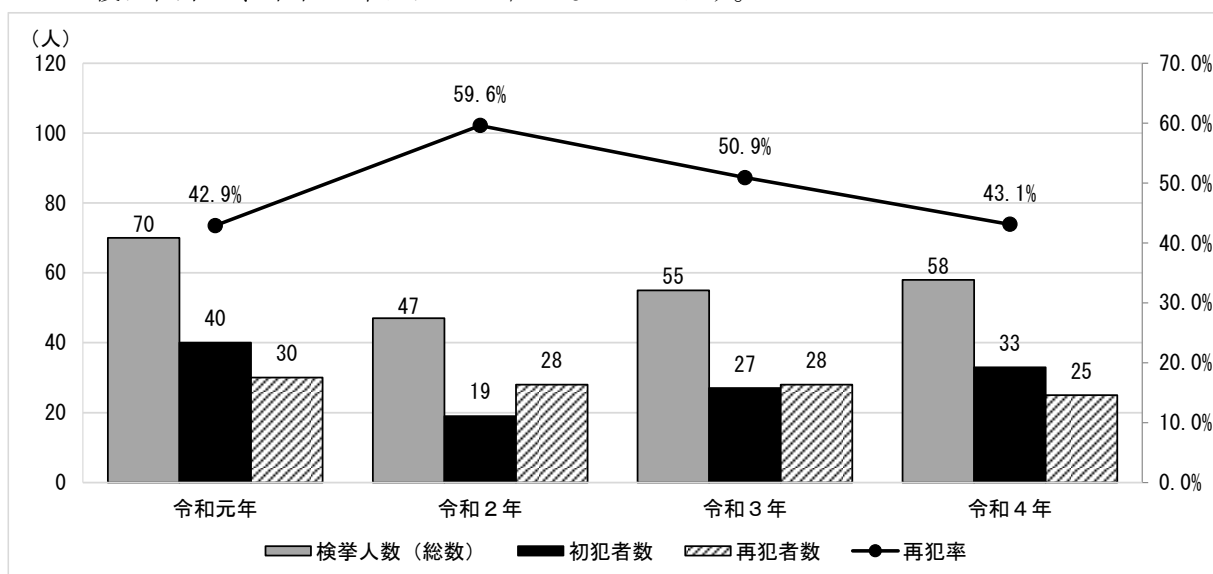
(5) 計画の期間

- 計画期間は、「大河原町地域福祉計画」に準拠し、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。
- なお、社会情勢の変化や関連する法制度等の改正によっては、計画期間内であっても、必要に応じて計画の見直しを行うことがあります。

2 統計からみる現状

(1) 大河原警察署管内における検挙人数の初犯・再犯状況

- 大河原警察署管内（大河原町、柴田町、村田町、川崎町）における、令和元年以降の検挙人数は、令和元年の70人から令和2年には47人に減少しましたが、その後は増加が続き、令和4年には58人となっています。
- 初犯者数は、令和元年の40人から令和2年には19人に減少しましたが、その後は増加が続き、令和4年には33人となっています。
- 再犯者数は、令和元年の30人から減少傾向が続き、令和4年には25人となっています。
- 検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は、令和2年に59.6%に上昇した後は低下し、令和4年には43.1%となっています。

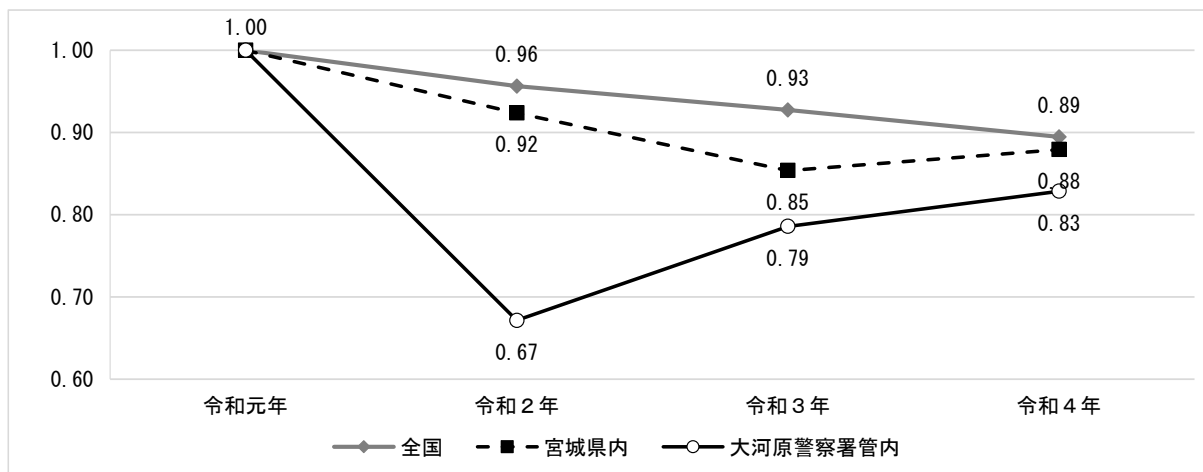


資料：法務省 仙台矯正管区

(2) 全国、宮城県内との推移の比較

○検挙人数は、令和元年を1とすると、全国はゆるやかな減少が続き、令和4年には0.89となっています。また、宮城県内では令和3年まで減少したものの令和4年には再び上昇し、0.88となっています。

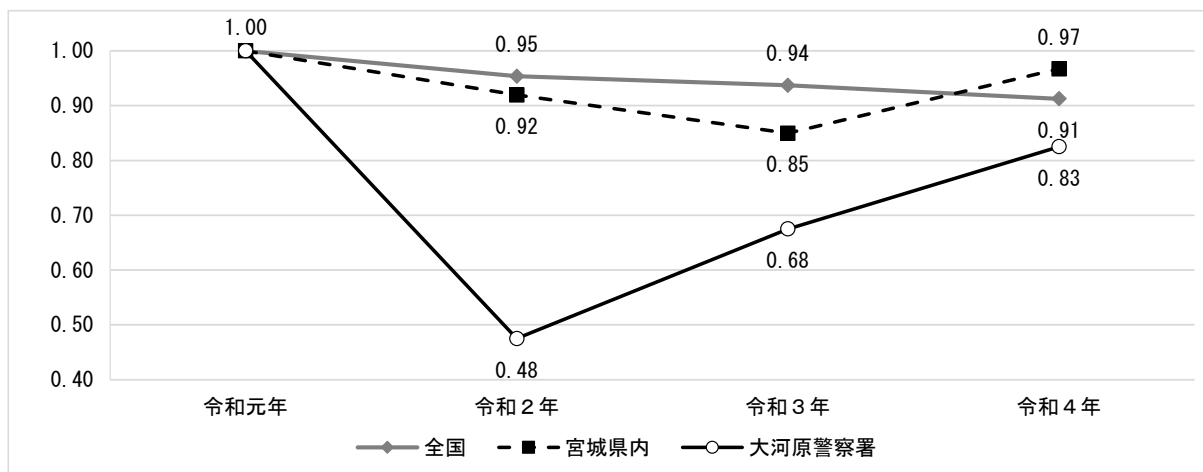
○大河原町警察署管内の検挙人数の推移は、令和2年に大幅に低下していますが、その後は上昇し令和4年には令和元年の0.83となっており、宮城県内の0.88と比較するとその差は縮小しています。



資料：法務省 仙台矯正管区

○初犯者数は、令和元年を1とすると、全国はゆるやかな減少が続き、令和4年には0.91となっています。また、宮城県内では令和3年まで減少したものの令和4年には再び上昇し、0.97となっています。

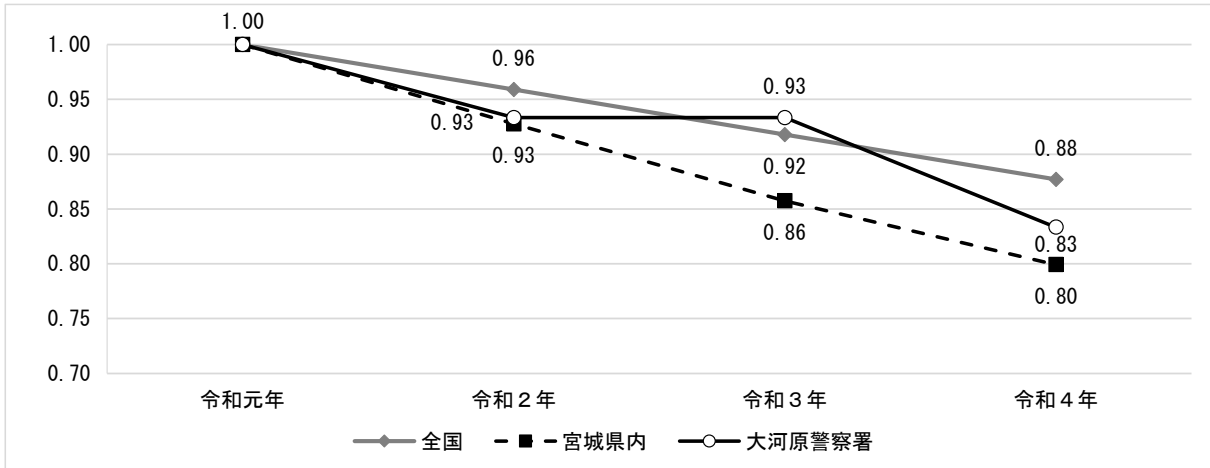
○大河原町警察署管内の初犯者数の推移は、令和2年に大幅に低下していますが、その後は上昇し令和4年には0.83となっており、全国の0.91と比較するとその差は縮小しています。



資料：法務省 仙台矯正管区

○再犯者数は、令和元年を1とすると、全国はゆるやかな減少が続き、令和4年には0.88となっています。また、宮城県内でも減少傾向が続いており、令和4年には0.80と全国より大幅な減少がみられます。

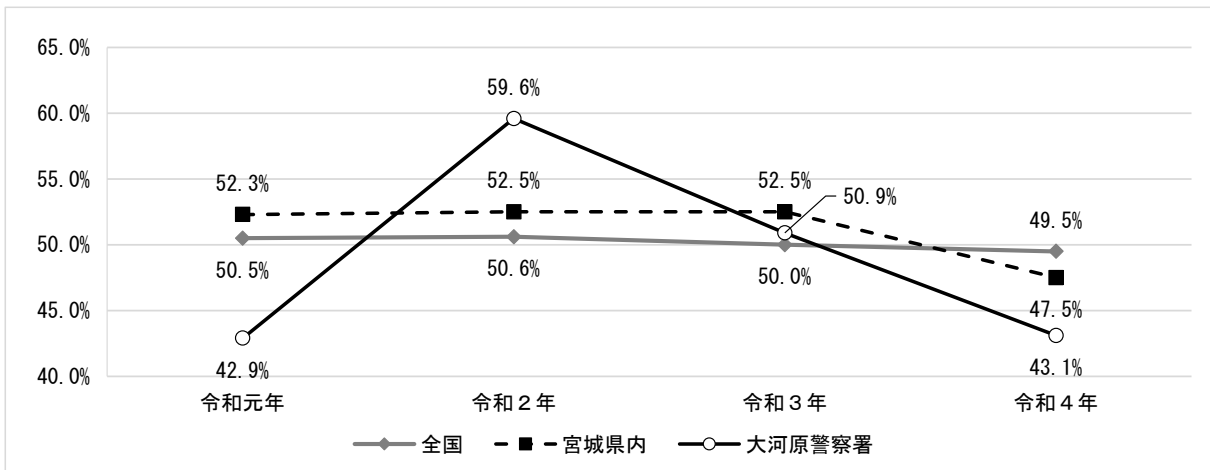
○大河原町警察署管内の再犯者数の推移は、令和2年に0.93に低下した後、令和3年には同数で推移しましたが、令和4年には0.83となっており、全国の0.88を下回っているものの、宮城県内の0.80を上回っています。



資料：法務省 仙台矯正管区

○再犯率は、全国は50%前後で大きな変化はみられず、令和4年には49.5%となっています。また、宮城県内では、令和元年から令和3年まで52%台で推移していましたが、令和4年には47.5%に低下し、全国を下回っています。

○大河原町警察署管内の再犯率の推移は、令和2年の59.6%をピークに低下し、令和4年には43.1%と全国、宮城県内を下回る割合となっています。



資料：法務省 仙台矯正管区

(注1) 警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載されている検挙人数に関して警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提出されたものを基に仙台矯正管区が作成したもの(少年データを除く。)

(注2) 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するものを言う。

(注3) 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

3 今後の取り組み

(1) 就労・住居の確保

- 保護観察所や保護司会等の関係機関・団体との連携を図り、生活困窮者自立支援制度に基づく各制度や生活保護制度の利用に適切につなげます。
- 宮城県居住支援協議会との連携を図り、不動産業者等に対して、住宅の確保に配慮が必要な人の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。
- 公営住宅の募集状況などについて、町広報紙やホームページなどを活用し情報提供を行います。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進

- 更生し、地域で自立した生活を送ろうとする人の様々な課題に対応するため、関係機関と連携を図り、早期から切れ目のない相談支援に努めます。
- 薬物依存に関する正しい理解を広げるよう、様々な関係機関や団体と連携して、広報や啓発活動に取り組みます。
- 薬物依存からの回復支援を必要とする人が適切な治療や回復プログラムにつながるよう、相談支援を行います。

(3) 学校等と連携した就学支援の実施

- 学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動に取り組みます。
- 警察等の協力を得ながら、薬物乱用防止や非行防止等のための教育を推進します。
- ひきこもり、不登校、ニート等、社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える子どもやその保護者等の悩みの早期解決や心の不安を解消するため、学校やスクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携を図ります。

(4) 犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施

- 犯罪や非行をした人の中には、家庭環境や経済的な問題、障がい特性、心身の状況の悪化など、様々な背景があります。一人ひとりの特性を把握したうえで、支援機関や関係団体等と情報共有を行いながら立ち直りに向けた支援を実施します。

(5) 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

- 再犯防止に関する地域の理解促進を図るため、保護司会、更生保護女性会、民生委員・児童委員、学校、警察、関係団体と連携し、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」等の広報・啓発活動に取り組みます。
- 更生保護活動に従事する保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、再犯防止に関わる様々な団体との連携を深め、地域社会で孤立させない継続的な支援を実施します。

(6) 地域による包摂の推進

- 国、県、市町村、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティーネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備します。

第3部 大河原町成年後見制度利用促進基本計画

1 制度の概要

(1) 「成年後見制度利用促進基本計画」とは

- 「成年後見制度」とは、認知症、知的障がい、その他の精神上的障がい等により、自分一人で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。
- 国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項には、市町村の講じる措置として、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう、努力義務が課されています。
- 本町では、令和 3 年 3 月に策定した「大河原町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」及び「大河原町第 3 次障がい者計画・第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」において、項目の 1 つとして「大河原町成年後見制度利用促進基本計画」を位置付けましたが、地域福祉計画の策定に合わせて、一つの計画として策定するものです。

(2) 「成年後見制度利用促進基本計画」の法的な位置付け

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律において、市町村が策定する成年後見制度利用促進基本計画は、以下の通り定められています。

(市町村の講ずる措置)

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(3) 関連計画との位置付け

- 「大河原町成年後見制度利用促進基本計画」は、町政の最上位計画である「大河原町長期総合計画」の実現、まちづくりの重要戦略である「大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に向けて、医療・福祉分野計画の一端を担う計画であり、「大河原町地域福祉計画」を最上位計画とし、整合を取りながら策定・運営するものです。

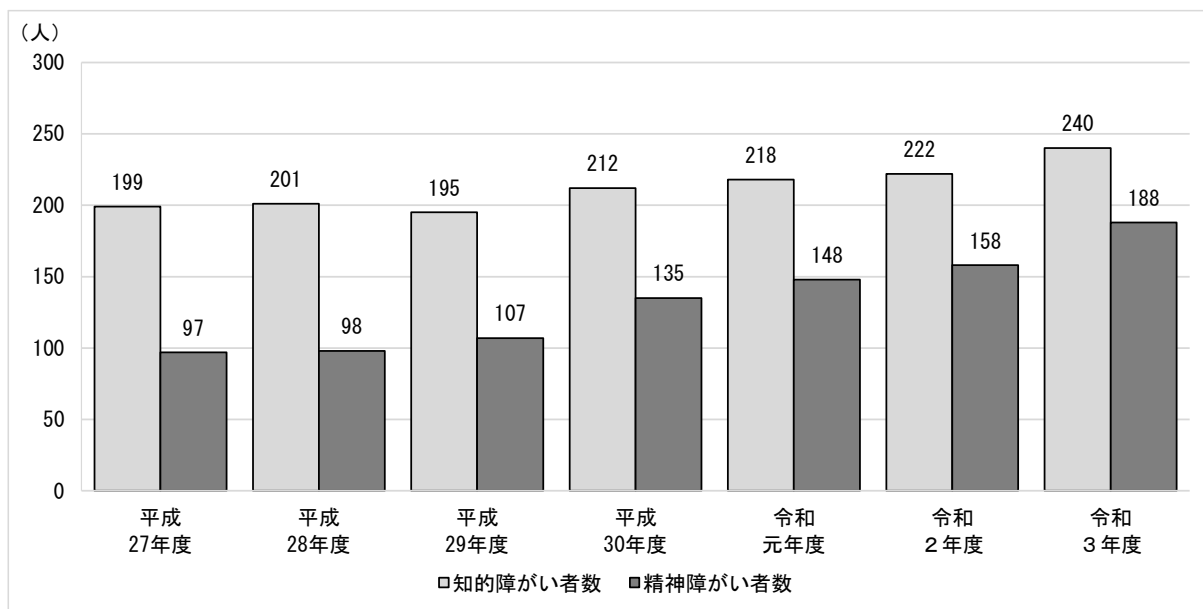
(4) 計画の期間

- 計画期間は、「大河原町地域福祉計画」に準拠し、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。
- なお、社会情勢の変化や関連する法制度等の改正によっては、計画期間内であっても、必要に応じて計画の見直しを行うことがあります。

2 町の現状

(1) 知的障がい者・精神障がい者数の推移

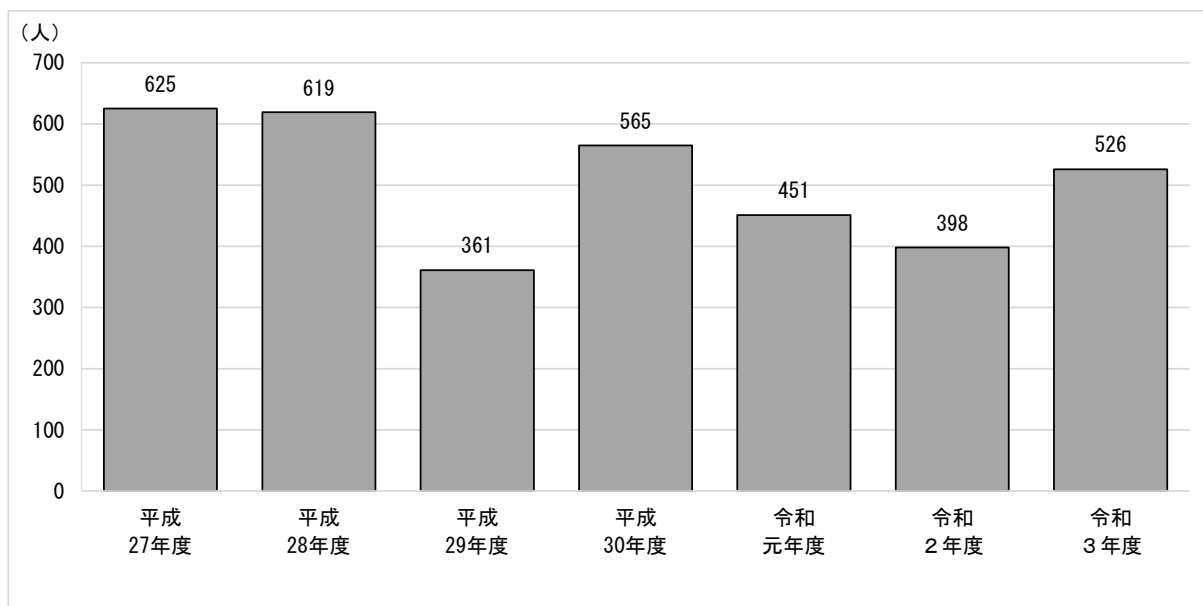
- 知的障がい者数は、平成 29 年度までは 200 人前後で推移していましたが、平成 30 年度に 212 人となった後は増加傾向が続き、令和 3 年度には 240 人となっています。
- 精神障がい者数は、平成 27 年度以降増加傾向が続き、令和 3 年度には 188 人となっています。



出典：福祉課（各年度末）

(2) 認知症高齢者数の推移

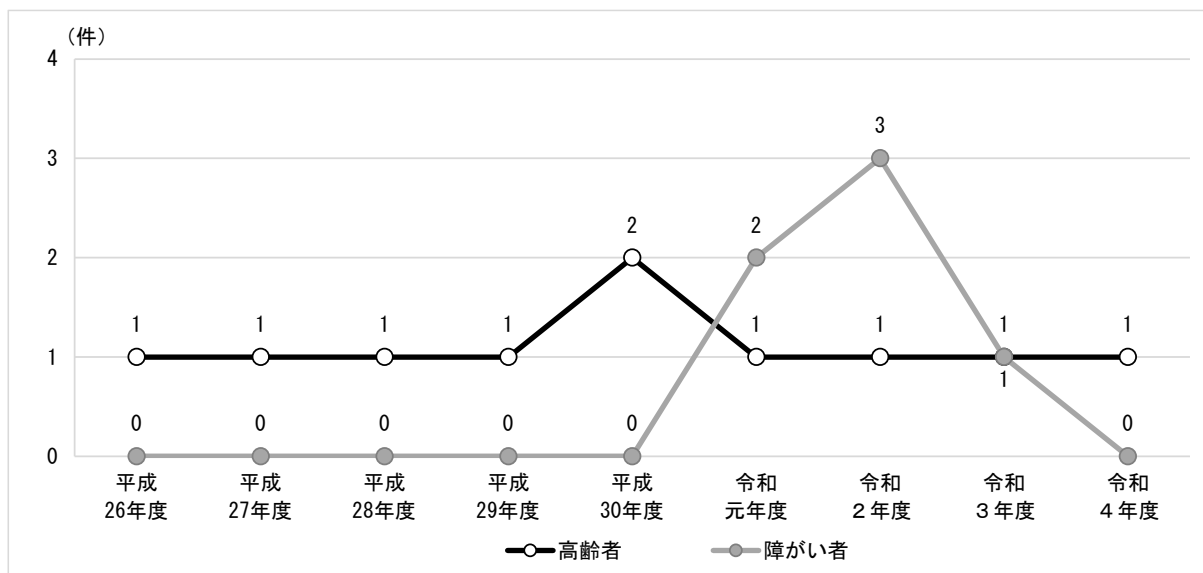
- 認知症高齢者数は、平成 28 年度まで 600 人台の範囲内で推移しています。平成 29 年度以降は増減を繰り返しており、令和 3 年度には 526 人となっています。



出典：福祉課（各年度末）

(3) 町長による成年後見制度申立件数の推移

- 高齢者の町長による成年後見制度申立件数は、平成 30 年度の 2 件を除き、各年度において 1 件となっています。
- 障がい者の町長による申立件数は、平成 26 年度から平成 30 年度において 0 件となっており、令和 2 年度には 3 件と増加しましたが、その後は減少に転じて、令和 4 年度には 0 件となっています。



出典：福祉課（各年度）

(4) 成年後見制度利用における現状

- 高齢者ひとり暮らし世帯や老々介護の世帯の増加に加えて、認知症の増加も想定される中、高齢者の権利擁護・虐待防止対策の重要性が増していきます。
- 本町では、令和 3 年 12 月 1 日に「大河原町成年後見制度利用促進事業実施要綱」に基づき、地域包括支援センター内に「成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度及び権利擁護の「普及啓発」「相談支援」「関係者との連携と調整」「後見人、補佐人、補助人の支援」「権利擁護ネットワーク会議」の各業務を開始しました。
- また、町と関係機関等の連携により地域における高齢者及び障がい者虐待防止のためのネットワークを形成し、住み慣れた地域で安心した生活の確保のため、「高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営委員会」を開催しています。

<施策の取り組み状況>

項目	令和 3 年度	令和 4 年度
町長申立件数	2 件 (高齢者 1 名、障がい者 1 名)	1 件 (高齢者 1 名、障がい者 0 名)
報酬助成 (実人数)	6 名 高齢者：施設 3 名、居宅 1 名 障がい者：施設 1 名、居宅 1 名	9 名 高 齢 者：施設 3 → 5 名 居宅 3 → 1 名 障がい者：施設 1 → 3 名 居宅 2 → 0 名
		※令和 5 年 3 月：要綱改正

3 今後の取り組み

(1) 計画の基本的事項

①策定の趣旨

成年後見制度を活用し、認知症高齢者や知的・精神障がい者の財産管理だけではなく、地域での日常生活等を社会全体で支えられるよう、町では「成年後見制度の利用促進に関する法律」（平成28年5月施行）第23条第1項に基づく「大河原町成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

この計画の具体的な取り組みについては、地域共生社会の推進、個人の権利擁護を目指して、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画と一体的に進めていきます。

②目的

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳を持って、その人らしい生活を継続できることを目指します。

③目標

権利や財産の保護を必要とする人が、成年後見制度をその人らしい生活を守るための制度として利用できる権利擁護支援の地域ネットワークを構築します。

④課題

高齢化が急速に進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加とともに、身寄りのない高齢者が認知症になったり、知的障がい者、精神障がい者が親の死去などにより家族からの支援が受けられなくなったことにより、金銭管理や日常生活が困難になるケースが増えています。

成年後見制度町長申立支援件数は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、令和3年度で2件、令和4年度で1件となっていますが、生活がコロナ以前の状況に戻りつつあり、支援対象者が増えることが想定されます。

このような方々が医療・介護保険サービス等の生活を支える支援を適切に受けられるよう、地域で支えあう仕組みの充実、速やかな支援の実施が必要となります。

(2) 具体的な施策等の方針

地域連携ネットワーク及び会議の運営のため、中核的な役割を果たす機関として「成年後見支援センター」を地域包括支援センター内に設置し、権利擁護ネットワーク会議を実施しています。（全体会：年1回。必要に応じて個別事例会議を開催。）

なお、地域連携ネットワークの役割は以下のとおりとなっています。

- 権利擁護支援の必要な人の発見、支援
- 早期の段階からの相談、対応体制の整備
- 意思決定支援、身上監護を重視した、成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

今後は、本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進に向けて、以下の取り組みを進めます。

①広報機能の充実

周りの人の気づきを向上させて、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見につなげるために、判断能力の低下に伴って発生する問題や成年後見制度のメリット等を周知します。

なお、実施に当たっては、当事者やその家族を対象にした制度概要、相談窓口等の周知とともに、一般町民向け広報の充実を図ります。

【具体的に取り組む事項】

- ホームページ作成・広報紙への掲載
- 町施設や公共交通施設等へのポスターの掲示
- 町民向け講演会、関係者向け研修会の実施
- チラシの作成、関係機関への配布
- 広報内容・手段の随時見直し、改善

②相談機能の充実

相談しやすい環境を整備するために、成年後見制度に関する相談窓口を設置し、制度利用等に関する助言等の対応を図ります。

なお、実施に当たっては、相談者が抱えている課題やその背景を的確に把握しながら対応するとともに、対応する職員の資質向上、関係機関や専門職との連携の確立、制度利用につなげるための継続的、効果的な相談支援を図ります。

【具体的に取り組む事項】

- 常設の一般相談窓口の設置

③成年後見制度利用促進機能の充実

成年後見制度の利用が適当であると判断された案件について、ケース会議の場を設定・調整します。町職員、相談支援機関職員、その他関係機関が参加するほか、専門職団体に専門職の派遣を依頼し、法的、福祉的に複雑な案件に対応する環境を整えます。

【具体的に取り組む事項】

- 成年後見人等候補者の調整を行うケース会議の開催

④後見人支援機能

十分な研修や組織的な支援を受けることができない親族後見人等が一人で悩みや問題を抱えないようにするために、日常的な相談に対応するとともに、本人の判断能力に変化があった場合など、適切な支援を継続できるように、支援チームからの相談にも対応します。

なお、実施に当たっては、親族後見人等からの日常的な相談にも対応するほか、後見人支援のために専門的知見が必要であると判断された場合の専門家の参加依頼、家庭裁判所との連絡調整を図ります。

【具体的に取り組む事項】

- 常設の一般相談窓口の設置
- 本人の能力や生活環境、支援関係者との関係性の変化を把握し、権限の妥当性や後見人の追加・交代を検討する必要がある場合、ケース会議を開催

⑤不正防止

親族や後見人等の理解不足、知識不足による不正や意図的な不正行為の予防、早期発見につながるよう、後見人等と密な状況確認や情報提供、相談対応を行います。

【具体的に取り組む事項】

- 地域連携ネットワークによる情報提供、現状把握
- 不正事例の情報収集、情報発信

(3) 成年後見制度の利用に関する助成

令和5年3月16日に「大河原町成年後見制度利用支援事業実施要綱」を全面改訂し、成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者や知的障がい者、精神障がい者を対象に、成年後見制度の申し立てに要する経費、後見人等の報酬の一部に助成を行っています。今後も、適切な制度の利用促進に向けて、助成を行います。

第4部 本計画の推進体制と評価

1 計画内容の周知徹底

町民一人ひとりが、身近な住民との支え合い・助け合いの必要性や、地域福祉の重要性を知り、理解し、本計画に記載されている取り組みを可能な範囲で実践し、継続できるよう、町広報紙や社協だより、ホームページ等で計画を公表・紹介するとともに、計画の内容を要約した概要版を作成します。

また、町内の行事や地域活動の中で、計画内容の広報・啓発に努め、町民への周知徹底に努めます。

2 社会福祉協議会の発展強化

全国社会福祉協議会政策委員会は、令和2年（2020年）年2月に、20年後の令和22年（2040年）に向け、これからの社会環境の変化を見据え、課題認識を共有しつつ、福祉組織・関係者が主体的に取り組んでいくための羅針盤として、令和2年4月を始期とする「全社協 福祉ビジョン2020」を新たに策定し、以下の行動指針を定めました。

【行動方針】

- 1 「福祉ビジョン2020」の推進を図ります
- 2 地域共生社会の実現に向け、多様な実践を図ります
- 3 福祉を支える人材の確保・育成・定着を図ります
- 4 福祉サービスの質と効率性の向上を図ります
- 5 社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設の基盤強化を図ります
- 6 災害発生時に迅速な支援ができるよう、平時から体制整備を図ります
- 7 福祉のナショナルセンターとしての組織運営を図ります

今後、大河原町社会福祉協議会では、上記の行動方針に基づく今後の展望や具体的な活動内容を明確にするため、地域福祉計画と地域福祉活動計画を同時並行で策定し、町や地域の関係機関と連携して、地域福祉の推進に努めます。

そのため、地域における新たな福祉ニーズの把握や相談支援体制の充実、組織における職員の確保や育成、関係機関とのネットワークづくり、共同募金や基金等の自主財源の確保を図ります。また、社会福祉法における社会福祉法人の「公益的な取り組み」の推進に向けて、関係機関との連携強化に努めます。

3 関係機関との連携の充実

地域住民が身近な地域の活動に取り組んでいただけるよう、行政区長や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、その他関係機関との連携充実に努めます。

また、地域福祉施策の推進に当たって、日常生活に関連する庁内関係課との連携を図り、組織横断的な施策の検討、複数の事業の一体的な実施等について、財政の効率や事業効果等を考慮しながら、実地体制の検討、構築を図ります。

4 個人情報の保護の徹底

住民が相談し、住民及びその家族へ支援を行う過程で、町や社会福祉協議会、支援事業者等が個人のプライバシーに直接かかわることがあります。当事者が相談することによって、これまで続けてきた生活に変化が起こることなく、安心して暮らし続けられるよう、関係者が把握した個人情報の保護は徹底し、情報漏洩を防止します。

5 計画の進捗管理

本計画の進捗状況の点検・評価については、役場内部において内部評価を実施するほか、大河原町地域福祉計画審議会による外部評価についても定期的を実施します。なお、評価結果については次期計画策定や施策及び事業の質の向上に活用します。

資料編

1 大河原町地域福祉計画審議会条例

令和4年9月12日

条例第15号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく大河原町地域福祉計画の策定及び変更に関して調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、大河原町地域福祉計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、大河原町地域福祉計画の策定及び検証に関し、必要な事項について調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 公募による町民
- (6) 関係行政機関等の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の関係者を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

2 大河原町障害者計画等策定委員会委員名簿

	氏名	区分	団体名等	委嘱期間
会長	及川 恵志	学識経験者	社会福祉法人大河原町社会福祉協議会	R5. 2. 1～ R8. 1. 31
副会長	八島 哲	福祉関係者	障害福祉サービス相談支援事業所	R5. 2. 1～ R8. 1. 31
	一條 正	福祉関係者	大河原町身体障害者福祉協会	R5. 2. 1～ R8. 1. 31
	梅津 良夫	地域団体関係者	大河原町区長会	R5. 2. 1～ R8. 1. 31
	大沼 弘子	福祉関係者	大河原町民生委員児童委員協議会	R5. 2. 1～ R8. 1. 31
	佐々木 伸明	福祉関係者	主任児童委員	R5. 2. 1～ R8. 1. 31
	加川 香織	福祉関係者	大河原町地域包括支援センター	R5. 2. 1～ R8. 1. 31
	長谷川 早苗	関係行政機関等の職員	子ども家庭課	【R5. 2. 1～ R5. 3. 31】
	吉野 博美	関係行政機関等の職員	子ども家庭課	【R5. 4. 1～ R8. 1. 31】
	蜂谷 朋香	関係行政機関等の職員	健康推進課	R5. 2. 1～ R8. 1. 31
	佐々木 大	保健医療関係者	宮城県仙南保健福祉事務所	【R5. 2. 1～ R5. 3. 31】
	制野 徹	保健医療関係者	宮城県仙南保健福祉事務所	【R5. 4. 1～ R8. 1. 31】

	氏名	区分	団体名等	委嘱期間
	平塚 幹夫	その他町長が必要と認めるもの	保育事業所 (社会福祉法人光の子児童福祉会)	R5. 2. 1～ R8. 1. 31
	小橋 実永	その他町長が必要と認めるもの	柴田地区保護司会大河原分会	R5. 2. 1～ R8. 1. 31
	伊藤 武	福祉関係者	介護事業所 (社会福祉法人常盤福祉会)	R5. 2. 1～ R8. 1. 31
	岩城 一美	公募による町民		R5. 2. 1～ R8. 1. 31
	菅原 智吉	公募による町民		R5. 2. 1～ R8. 1. 31

3 地域福祉計画策定経過

実施時期	実施内容	
令和4年11月16日 ～令和4年11月30日	住民アンケート調査	18歳以上の町民を対象にアンケート調査を実施
令和5年1月	団体調査	大河原町区長会、大河原町民生委員・児童委員協議会、大河原町老人クラブ連合会、大河原町食生活改善推進員協議会を対象に、地域の状況、課題を調査
令和5年2月17日	第1回 計画策定審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の基礎的事項の説明 ・住民アンケート調査結果の報告 ・統計データからみえる大河原町の現状 ・策定スケジュール
令和5年8月9日	第2回 計画策定審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画骨子案の説明、協議
令和5年11月27日	第3回 計画策定審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の説明、協議
令和6年1月24日	第4回 計画策定審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画修正素案の説明、協議
令和6年2月1日 ～2月20日	パブリックコメント	計画素案を公表し、広く町民からの意見を募り、必要に応じて計画素案への反映

大河原町地域福祉計画

<発行年月>令和6年3月

<編集・発行>大河原町福祉課

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 19

電話番号 0224-53-2115

<https://www.town.ogawara.miyagi.jp/>

